

荒川区新型インフルエンザ等事業継続行動計画
改訂第5版

令和元年9月

荒 川 区

目次

第一章	BCPの基本的な考え方	1
1	新型インフルエンザとは	1
2	区政のBCPの必要性と区への対応	1
3	前提となる被害想定	2
4	発生段階の考え方	2
第二章	BCP策定の基本的な考え方と体制	4
1	BCPの目標・基本方針	4
2	危機管理体制	4
(1)	危機管理対策会議の開催	4
(2)	荒川区新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営	4
3	BCPの発動と停止の基準	6
第三章	目的達成のための取組	8
1	目標 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する	8
(1)	基本方針1 感染拡大の抑制	8
(2)	基本方針2 医療提供体制の強化	10
2	目標 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする	12
(1)	基本方針1 区民生活の維持	12
(2)	基本方針2 業務を支える体制の確保	12
第四章	各部における業務の整理	15
1	各部の主な役割	15
2	業務区分及び流行の想定	18
(1)	業務区分の再整理	18
(2)	流行の想定	18
3	対応期間の考え方	18
4	各課の事業継続計画	19
第五章	BCPの検証・改善	96
1	教育・訓練	96
2	BCPの継続的改善	96
3	マニュアルの継続的改善	96

第一章 B C Pの基本的な考え方

1 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザとは、これまで地球上に存在しなかった、まったく新しい抗原性のインフルエンザウイルスによる感染症である。免疫を持つ人がいないため、感染すると多くの人が発症し、重症化すると考えられている。

新型インフルエンザは数十年の周期で発生し、20世紀にも3回の流行があり、日本ではこの時の新型インフルエンザを「スペインかぜ」「アジアかぜ」「香港かぜ」など「かぜ」と呼んでいるが、これらは「かぜ」ではなく、全て当時の新型インフルエンザであった。いずれの新型インフルエンザの時にも多くの人が死亡し、「スペインかぜ」時には国内で約45万人もの人が死亡したと言われている。

2009年（平成21年）4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人がり患したと推計されている。

新型インフルエンザが発生すると、飛行機などの交通網が発達した現代では、世界のどこで発生しても、わずか1週間で世界中に広がり、多くのヒトが感染し発症すると考えられている。荒川区では、区民の約30%に当たる約62,000人が感染し、約230万人の人が死亡すると想定される。

また、新型インフルエンザは通常のインフルエンザと違い、働き盛りの世代、特に若くて健康な人ほど重症化し、呼吸困難や脳炎を併発する可能性が高く、多くの人が感染した結果、仕事を休む人が増え、物流が止まるなど、社会的に大きな混乱が起こる可能性が高いと言われている。

2 区政のB C Pの必要性和区への対応

新型インフルエンザがひとたび区内で発生すれば、区役所庁舎を始め、区施設や小中学校など、人が大勢集まる施設では感染リスクが非常に高まるため、その危険性を少しでも低くするための対応を行う必要がある。発生直後の国内発生早期の対策をしっかり行うことができれば、パンデミック（感染症が世界的規模で同時に流行すること。）が起きる時期をできるだけ遅らせることが可能となり、区民生活に不可欠な機能を維持することが可能となる。災害時等における事前準備の重要性は、既に民間企業では一般的に認識されており、多くの民間企業の災害や事故の発生時においても企業活動の中断を可能な限り回避するために「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」を策定している。

区民の安心の砦（とりで）としての役割を担う区において、区民生活に不可欠な機能を維持するという観点から、災害時等の事業継続の必要性は民間企業と同様、若しくはそれ以上であることから、区における初動体制整備のため、2010年（平成22年）10月に『荒川区新型インフルエンザ事業継続行動計画（以下「BCP」という。）』を策定し、2012年（平成24年）には改訂第二版を策定したところである。今回、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定されたことを受けて平成26年10月に「荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定したことに伴い、BCPを改訂するものである。

なお、「荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画」は政府行動計画及び東京都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針を示すものであり、BCPはそれを受けて区の事業を継続させるための具体的な対応方法を示すものである。

3 前提となる被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、病原性の高い新型インフルエンザの場合には高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

「荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画」では、下表のとおり被害想定を設定している。ただ、新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右され、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能であり、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

< 流行規模・被害想定 >

		荒川区	東京都
1	り患割合	区民の約30%がり患	都民の約30%がり患
2	患者数	62,000人	3,785,000人
3	健康被害		
	(1) 流行予測による被害		
	外来受診者数	62,000人	3,785,000人
	入院患者数	4,820人	291,200人
	死亡者数	230人	14,100人
	(インフルエンザ関連死亡者数)		
	(2) 流行予測のピーク時の被害		
	1日新規外来患者数	820人	49,300人
	1日最大患者数	6,180人	373,200人
	1日新規入院患者数	60人	3,800人
	1日最大必要病床数	440床	26,500床

インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

4 発生段階の考え方

発生段階は、東京都行動計画で定める未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期の6区分とする。

東京都行動計画の発生段階の移行については、必要に応じて都が国と協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）（本部長：知事）が決定する。

なお、政府対策本部が都内を対象に特措法第32条に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）をした場合には、都対策本部が、緊急事態宣言下で実施する措置を決定するので、区は都と連携し対策を実施する。

< 新型インフルエンザ等の発生段階 >

荒川区	東京都	東京都基準	都知事と区長の対応	国の分類		
未発生期	未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態。		未発生期		
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態。		海外発生期		
国内発生早期	国内発生早期	国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態		国内発生早期		
都内発生早期	都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	知事の「発生宣言」 区長の「発生宣言」			
都内感染期	都内感染期	<医療体制> 第一ステージ (通常の院内体制)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	<医療体制> 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態	知事の「流行警戒宣言」 <政府緊急事態宣言> 知事の「緊急事態宣言」	国内感染期
		第二ステージ (院内体制の強化)		流行注意発令レベル(10人/定点)を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態		
		第三ステージ (緊急体制)		流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態		
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	知事の「終息宣言」 区長の「終息宣言」	小康期		

第二章 B C P策定の基本的な考え方と体制

1 B C Pの目標・基本方針

B C P策定の目的は、実際に新型インフルエンザが発生した場合に、区民の生命を守り、区民生活に不可欠な機能を維持するために、各部が具体的にどのように取り組むべきかを事前に確認することにより、発生直後の迅速かつ円滑な対応を可能なものとする事である。

区民にとって最も身近な基礎自治体としての役割を確実に果たすために、B C Pの目標及び方針を以下のとおり定める。

目標 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する

(基本方針1) 感染拡大の抑制

(基本方針2) 医療提供体制の強化

目標 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする

(基本方針1) 区民生活の維持

(基本方針2) 業務を支える体制の確保

2 危機管理体制

(1) 危機管理対策会議の開催

海外における新型インフルエンザ発生の情報を受けた時点で(海外発生期)、健康部長(保健所長)からの要請又は副区長の判断により、必要に応じて「危機管理対策会議」を開催し、情報を共有するとともに、関係部に対し必要な対策を講じるよう要請する。

<危機管理対策会議の構成員>

職	構 成 員
会長	副区長
副会長	総務企画部長、健康部長
構成員	各部の部長

(2) 荒川区新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営

荒川区新型インフルエンザ等対策本部の招集

特措法により政府対策本部及び都対策本部が設置された場合、区はその危機にあたって、特措法に基づかない任意の「荒川区新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)」を設置する。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が国から発せられた場合は、区は任意で設置した対策本部を、特措法に基づく区対策本部と位置付けて対策の推進を行う。

< 対策本部の構成員 >

職	構 成 員
本部長	区長
副本部長	副区長、教育長
本部員	各部の部長及び消防吏員

対策本部の指示事項

- ・ 区職員・医療従事者などの確保
- ・ 区の事務事業の取扱い（区立小中学校、保育園などについても含む。）
- ・ 医療体制の対応
- ・ 東京都の備蓄する医薬品・防護用品の供給確保
- ・ ライフライン確保への調整
- ・ 区民からの相談窓口の確保
- ・ 広報・プレスなどの対応
- ・ 高齢者・障害者への対応
- ・ 区内企業への対応
- ・ その他、緊急を要する事項
- ・ 対策本部で指示された事項について、各部はその進捗状況を、対策本部を統括する総務企画課へ報告する。

区内発生宣言及び初動対応

- ・ 区長は区内での患者発生を確認した時点で、直ちにプレス発表等により「区内発生宣言」を行う。
- ・ 区内発生宣言が出される段階（区内発生時）の対策目標は、「区内で発生した際の抑え込みの徹底(封じ込め)と区民への適切な情報提供による混乱の防止及びそれ以降への準備」である。

対策本部の下部組織の設置

- ・ 区民生活に直接影響のある福祉部、子育て支援部、教育委員会等の方針決定には緊急性を要する場合があることから、特に本部長が認める場合は、それぞれの担当部長等による対策本部の下部組織を設置し、区の方針を決定することができることとする。その際には必ず本部長の判断により最終決定を行う。

事務の代行・応援の要請

- ・ 政府が都内を対象区域とする緊急事態宣言を行ったときは、新型インフルエンザ等の感染拡大状況により、区において、その全部または大部分の事務が行えなくなった場合には、都に特措法第 38 条に基づく事務の代行を要請する。
- ・ 区が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するために、必要があると認められる場合には、都に特措法第 40 条に基づく応援を要請する。加えて、緊急事態宣言時の措置を実施するため必要があると認めるときは、特措法第 39 条に基づく他の区市町村に対する応援の要求の規定の活用を検討する。

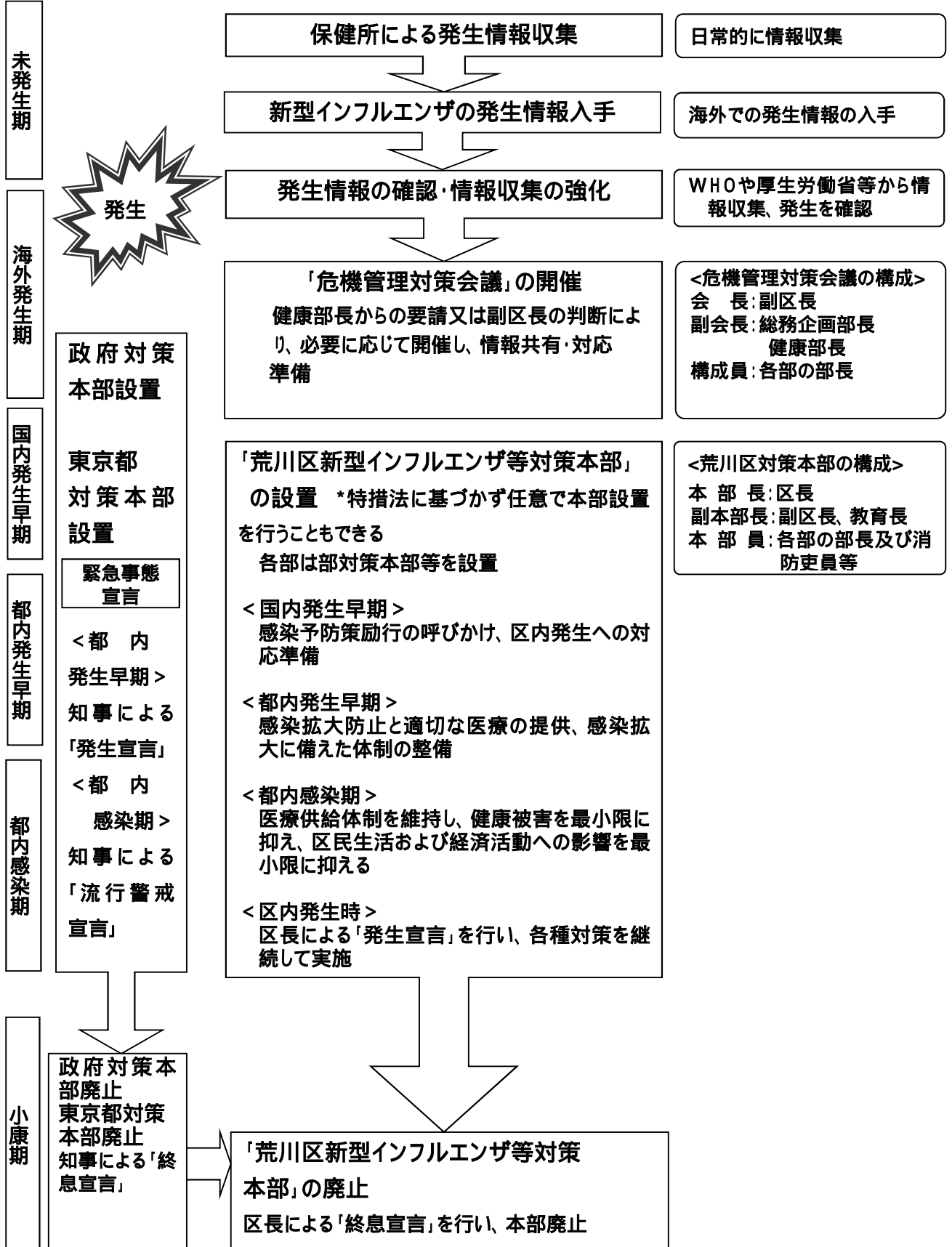
緊急事態宣言時の措置の縮小・中止

- ・ 政府が都内を対象区域とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

対策本部の廃止

- ・ 政府対策本部の廃止を受けて東京都対策本部が廃止された場合には、区長による「終息宣言」を行い、対策本部を廃止する。

< 新型インフルエンザ等対策における危機管理体制 >



3 B C Pの発動と停止の基準

B C Pは、区長の判断により強毒性を想定して発動し、その後、発生段階に応じ、対策本部は全庁的な視点から業務の継続、停止について、B C Pの対応方針に沿って方向性を決定する。各部においては対策本部の決定を踏まえ、具体的な停止業務、一時停止業務を決定する。これに伴い停止する業務に係っていた人員は応援・交代要員として可能な限り緊急時優先業務に従事する。また、新型インフルエンザが弱毒性であることが判明した時点で区長の判断により、速やかに対応を弱毒性に切替えることとする。

流行が小康期に入った段階で、対策本部が緊急時優先業務の縮小や平常時への復帰について決定し、各部において具体的な緊急時優先業務の縮小や平常時の業務再開を決定する。最終的なB C Pの発動停止は区長が決定する。なお、発生前の事前準備については、B C Pの発動にかかわらず実施する。

第三章 目的達成のための取組

1 目標 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する

(1) 基本方針1 感染拡大の抑制

感染拡大を抑制するためには、区民一人一人が、家庭、職場、地域等において、「うつらない」ための予防策を実行するとともに、万一感染した場合には、他人に「うつさない」ように配慮するよう、自助・共助の取組を地域全体で行う必要がある。

区、医療機関、区民、事業者等が一体となって感染拡大防止策を徹底することにより、感染者の抑制や、感染拡大のスピードを遅らせ、医療関係機関や社会機能の破綻を防止する。

情報収集の徹底

新型インフルエンザに関する情報については、国や都と連絡を取り合い、迅速に収集する。

感染防止に関する情報提供

新型インフルエンザ対応に関する情報提供を含む広報活動やマスコミへの対応は、原則として総務企画部広報課が、保健所と連携の上、区全体の窓口として対応する。

ア 区民への情報提供

日頃から新型インフルエンザの感染予防のための啓発を行うとともに、新型インフルエンザの区内発生があった場合、速やかに区民に情報提供を行う。

日常的な予防の啓発

- ・感染防止に有効な手洗いや咳エチケットについては、ホームページ等で恒常的に啓発を行う。

想定される情報提供内容

- ・区長の区内発生宣言
- ・感染拡大防止のための外出自粛の呼び掛け、感染予防策
- ・区内のライフラインに関する情報
- ・区及び官公署行事、イベント中止などの情報
- ・新型インフルエンザ相談窓口

- ・区内発生状況

- ・医療に関する情報

情報提供の方法

- ・ホームページ
- ・区報の特集号の発行
- ・ケーブルテレビ区民チャンネル
- ・広報車
- ・防災行政無線
- ・「安全安心パトロールカー」
- ・学校情報配信システム
- ・マスコミ

イ 議会への情報提供

区で収集した新型インフルエンザに関する情報は、速やかに議会へ報告する。

ウ 関係機関等への情報提供

関係機関等に必要な情報を提供する。

○ 主な提供先

関係機関名	電話番号	FAX 番号
荒川消防署	03-3806-0119	3801-1591
尾久消防署	03-3800-0119	3810-0119
荒川警察署	03-3801-0110	3801-6150
南千住警察署	03-3805-0110	3805-1610
尾久警察署	03-3810-0110	3810-1700
水道局東部第二支所荒川営業所	03-5850-1595	3802-2648
下水道局北部下水道事務所荒川出張所	03-5615-2891	
東京電力エナジーパートナー株式会社東京カスタマーセンター	0120-995-002	
東京ガス株式会社お客さまセンター	0570-002211	

エ 庁内の情報の共有化

区で収集した情報は速やかに区内で共有するとともに、区の業務に関係する事業者等に対して正確に伝達する。

指定管理施設、委託施設等への連絡

指定管理者施設、委託施設等への情報提供は各所管課が対応する。メール等が利用できない施設については、電話やFAX等を利用し確実に情報を伝達する。

問い合わせの対応及び周知情報の共有化

新型インフルエンザに関する区民等からの問い合わせは、それぞれ情報提供を行った所管で対応する。あわせて、提供した情報については、全庁的に共有することとし、インサイトに掲載する。

決定事項等の周知

対策本部で決定した事項や、区長のメッセージ等、各施設に掲示するポスターやチラシ等の原稿等を全庁的に共有することとし、インサイトに掲載する。

区民の相談に対する対応

ア 一般相談

健康相談以外の区に関する業務状況などの問い合わせについては、秘書課総合相談係で対応する。

イ 教育相談

休校中の児童生徒の教育に関する相談や問い合わせについては、各学校及び教育センターにおいて対応する。

区民の二次感染予防

新型インフルエンザが発生した場合、新型インフルエンザを疑う症状を有する患者（以下「疑い患者」という。）の症例が把握されず、多くの人々が感染を起こすことも考えられることから、区民に対して感染の防止と、社会機能破綻回避のための対策を行う。

ア マスクの着用

区の業務停止以降、自宅へ帰るまで、区はあらかじめ施設に備蓄していたマスクを着用させた上、帰宅させる。

イ イベント等の中止

23区内で新型インフルエンザ患者が確認された際には、BCPに基づき、区民の健康を守る為に幼稚園、学校等は休園、休校するとともに、区が主催する講座やイベントは全て中止し、感染を防ぐため不要不急の外出を控えるよう徹底する。

ウ 区民活動の制限

区民に集会などの各種行事の自粛を要請するとともに、不要不急の外出を控えるよう周知する。

エ 民間施設などの閉鎖や臨時休業

私立の学校、保育園、通所サービス施設などについて、一定期間の閉鎖や臨時休業を行うことを要請する。

施設から帰宅時には備蓄されているマスクを配布し、着用を依頼する。

学校などに行かない子どもたちが、地域で接触しないように注意を促す。

オ 区内事業者への要請

事業者に対し、職場での感染拡大防止対策に努めるよう要請する。

(2) 基本方針2 医療提供体制の強化

新型インフルエンザに感染した場合にも、区民が安心して相談ができ、適切な医療機関で受診ができるよう、相談体制を強化する。

相談体制の強化

ア 健康相談

区民からの新型インフルエンザに関する相談や問い合わせに対応するため、荒川区新型インフルエンザ相談センターを設置する。

また、感染症診療協力医療機関で外来診療を行い、病原体検査の結果が出るまでの間、経過観察を行う。

医療体制の拡充

ア 発熱相談

患者の早期発見、疑い患者とそれ以外の患者が同一医療機関を受診することによる感染拡大の抑制、特定の医療機関への患者集中回避による適切な医療体制の維持及び、区民への心理的サポートを目的として、発熱者からの相談や問い合わせに対応するため、発熱相談を実施する。

イ 感染症指定医療機関

新型インフルエンザ発生初期には、患者（疑い患者を含む。）は病状の程度にかかわらず入院勧告の対象となる。保健所は、東京都と入院先を調整の上、感染症指定医療機関の感染症病床に勧告入院を行う。なお、疑い患者が多数発生し、多くの患者が入院を必要とする場合は、診療協力医療機関における病原体検査の検査結果が判明後、陽性だった場合のみ、勧告入院を行うこととする。

防疫体制

保健所は、新型インフルエンザ患者又は疑い患者が発生した時には、患者の行動調査・周囲への感染拡大防止・診断の確定と患者への入院勧告、接触者調査などを迅速に進める。

ア サーベイランス

国の新型インフルエンザ発生状況や患者情報及び都のサーベイランスシステムなどを活用し、迅速・的確に把握できるよう、日ごろから国内外の情報収集に努め、新型インフルエンザ発生時には、その旨を区民や関係機関に速やかに周知する。

イ 患者調査

新型インフルエンザの感染が疑われる場合には、速やかに感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査を実施することができる。(検体を採取し、東京都健康安全研究センターへ搬送する。検査の結果、新型インフルエンザ感染が確定した場合は指定医療機関に移送する。)

ウ 接触者調査

新型インフルエンザは発症する前日から周囲に感染させると想定されていることから、患者調査を行い、接触者調査の範囲を決定する。接触者に対しては、感染を防止するための協力要請(健康観察、外出自粛の要請等)や抗インフルエンザウイルス薬の投与を実施する。

予防接種

ア 特定接種

区職員の対象者に対して接種の必要な場合、関係者の協力を得て、特定接種を行う。

イ 住民接種

区は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、区民等を対象に住民接種を行う。

2 目標 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする

(1) 基本方針1 区民生活の維持

多数の感染者の発生により生じる、社会・経済活動の停滞が、区民生活や事業者の事業継続に及ぼす影響を軽減するため、必要な対策を講じる。

区の業務機能維持のための準備

区が業務の継続を行うため、事前に庁舎管理や警備、清掃業務、各種設備の保守点検、消耗品等、必要なサービスや資器材を継続して確保する体制を整える。これらの不可欠なサービスや資器材をリストアップし、資器材については計画的に備蓄（備蓄スペースの確保、資器材搬送体制の整備等を含む）するとともに、区の事業を委託している事業者や指定管理者に対して、発生時における社会機能を維持するための事業継続に向けた協力を要請し、協力内容等については契約書や協定書などで明記する。さらに、当該事業者等のBCP策定の要請も併せて行う。

また、遺体に対する適切な対応を図る必要があることから、事前に火葬業者等に対して、新型インフルエンザ発生に備えBCPの策定を要請するなど、円滑な葬祭・火葬ができるよう努める。

区民の備蓄品等の準備

外出自粛の際の食料や生活必需品について、区民が事前に準備できるように呼び掛けを徹底する。

区の業務機能の維持

窓口業務等については可能な限り開設することとし、サービスの低下を極力抑えるよう、BCPに基づき人員を確保するとともに、ICT（情報通信技術）等の活用などにより対応する。

関係機関等との連携

新型インフルエンザ発生時の迅速で確実な対応を確立するために、東京都や他の行政機関、医師会、警察、消防等との連携を図る。

地域との連携

新型インフルエンザ発生時に独居老人や障がい者の方など、一人で生活をする事が困難な方に対し、生活の維持に必要なサポートを行う。

(2) 基本方針2 業務を支える体制の確保

新型インフルエンザが流行しても、区民生活に不可欠な機能を維持するために基礎的自治体として継続すべき業務を確実に遂行できる体制を確保する。

人員体制

ア 職員の安否確認

新型インフルエンザ発生時には、職員自身が感染し、職場にいない職員が多数存在していることが予想される。また、職員自身が感染していない場合でも、家族等の感染若しくは学校・保育施設等の臨時休業や公共交通機関の運転休止や遅延等により出勤することが困難な事態も予想される。このため、各職場においては職員の勤務状況・健康状態を毎日把握し、出勤可能人数を把握して、対策本部に報告を行う。

イ 人員運用

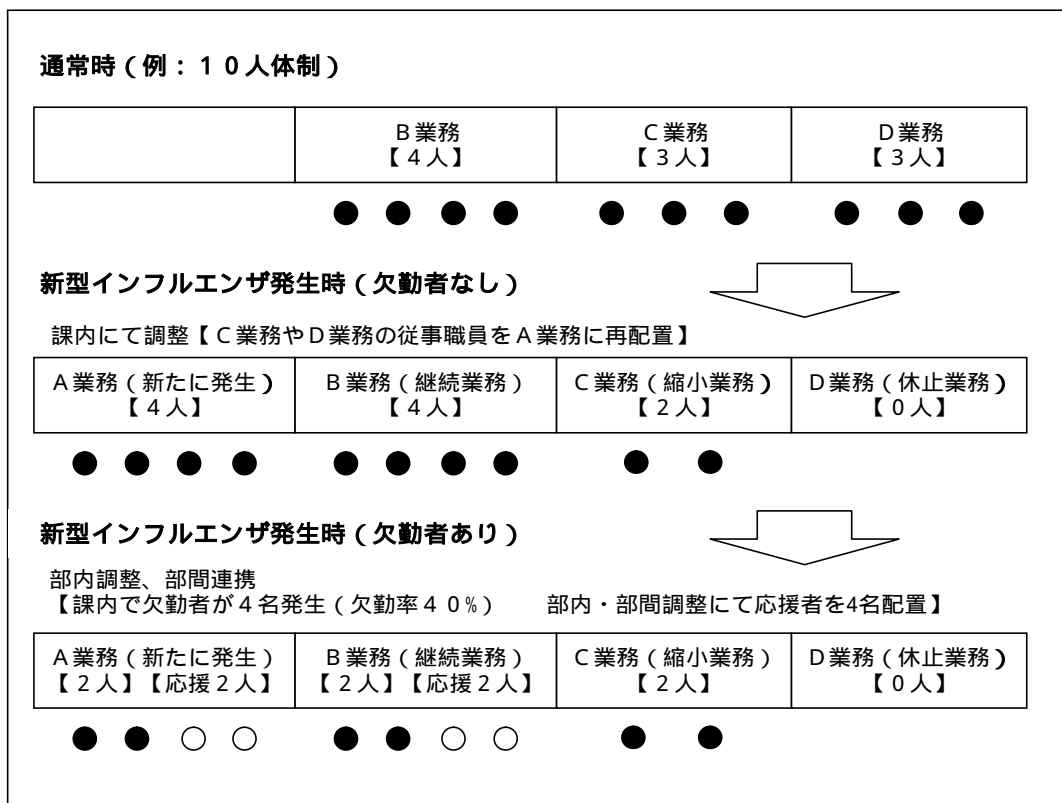
新型インフルエンザ発生時には、新たな業務の発生や業務の停止等により、各課において人員の不足や余剰の状況が発生すると予想されることから、実際の業務量や勤務可能職員数を踏まえ、全庁的に応援体制をとる。

なお、一定のスキルや資格等が必要となる場合は、予め対応可能な応援職員のリストアップや業務マニュアルを整備することとし、他の部に周知する。

また、BCPの発動期間中、少ない人員で業務を実施せざるを得なくなることから、人員運用の配置計画策定・実施に当たっては、長時間労働による過労や精神的ストレスにより、職員が健康を害することがないように、交代制勤務を組むなどの配慮を行う。

職員等の不足を補うための代替方法については、事前に医師、保健師、建築技術、保育師などの専門資格や豊富な実務経験を有する区OB職員の活用を中心に検討する。

人員運用の例



ウ 勤務体制ルール

対策本部は、区の業務継続のために必要な人員を確保し、職員の通勤時や勤務時のリスクを低減するため、時差出勤、公共交通機関以外の手段による出勤、在宅勤務、自宅待機、班交代制、宿泊勤務等の導入について決定する。

エ 職員への連絡

対策本部での決定事項等については、各部・課に伝達するとともに、インサイト等を利用して、迅速に情報を共有する。

なお、自宅待機等で職場を離れている職員とは、安否確認と併せて連絡を緊密に行う。

区施設等の対応

ア 区役所業務の一部停止

区内発生宣言以降、区民への感染リスクを減らすため、区役所業務はBCPに基づき実施を決定したものを除き、一時的に停止する。感染拡大防止のため、幼稚園、学校等は休園、休校とし、区が主催するイベント等は中止し、区民へは外出自粛を要請する。

区施設の基本的な対応

区分		対応
区内区立施設	貸施設等がありイベント等を実施できる施設	区主催・共催イベント等
	荒川さつき会館、サンパール荒川、日暮里サニーホール、ムーブ町屋、町屋文化センター、アクト21、ひろば館、ふれあい館、あらかわエコセンター、子ども家庭支援センター、工事事務所会議室、旧小台橋小体育館、旧道中体育館、スポーツセンター、スポーツハウス、東尾久運動場、区民運動場、南千住野球場、少年野球場、あらかわ遊園運動場、西新井野球場、生涯学習センター、荒川ふるさと文化館	・中止する。
		民間主催イベント等
		・自粛を要請する。(実施する場合は、マスクの着用・手洗いの励行を要請する。)
	貸施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出し中止に伴う使用料は返還する。 ・利用申込に対しては当面予約を受け付けない。
貸施設がない施設	・一般利用の中止(売店等)、休館、休園とする。	
自転車駐車場	・通常どおり開設する。	

第四章 各部における業務の整理

1 各部の主な役割

新型インフルエンザが発生し、及び区長による警戒宣言後、各部は以下の役割分担に基づき、区民の生命を守り、区民生活を維持する。なお、職員の健康状態等により、業務遂行に支障をきたす場合、各部において、相互に応援体制をとって対応するものとする。

部	役割
新型インフルエンザ等対策総務企画部	<ol style="list-style-type: none"> 1 国、東京都及びその他関係機関との協議、交渉、要請等の統括に関すること。 2 本部会議の設置及び運営に関すること。 3 関係機関との連絡に関すること。 4 各部の連絡調整に関すること。 5 車両等の輸送機関の調達に関すること。 6 財務に関すること。 7 情報の収集、伝達及び処理に関すること。 8 相談体制の調整及び統括に関すること。 9 住民からの問合せの対応及び要望の取りまとめに関すること。 10 前号に掲げるもののほか、他の部に属しないこと。 11 その他総務企画部の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策区政広報部	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報等の情報提供に関すること。 2 広報に関すること。 3 報道機関対応に関すること。 4 その他区政広報部の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策管理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎の管理に関すること（北庁舎を除く）。 2 区職員の感染予防、サービス及びり患状況に関すること。 3 緊急の新型インフルエンザ等対策物品の契約に関すること。 4 情報システムの管理及び運営に関すること。 5 その他管理部の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策区民生活部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民生活部に関連する地域団体、関係団体等の連絡調整に関すること。 2 戸籍等の届出窓口の確保に関すること。 3 ライフライン情報の収集に関すること。 4 東京都総務局総合防災部との情報連絡に関すること。 5 警察、消防及びその他の関係機関との連絡調整に関すること。 6 備蓄物資の搬送及び配分に関すること。 7 遺体の収容及び埋火葬に関すること。 8 その他区民生活部の所管に関すること。

新型インフルエンザ等対策地域文化スポーツ部	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化、スポーツ施設等における感染予防に関すること。 2 その他地域文化スポーツ部の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策産業経済部	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所の事業活動の自粛等に関すること。 2 その他産業経済部の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策環境清掃部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの排出抑制に関すること。 2 ごみの収集に関すること。 3 その他環境清掃部の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉施設利用者の感染状況の把握に関すること。 2 福祉施設の感染予防に関すること。 3 在宅の高齢者、障害者等の支援に関すること。 4 応援職員の調整に関すること。 5 福祉部に関連する地域団体・関係団体等の連絡調整に関すること。 6 その他福祉部の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策健康部	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握に関すること。 2 新型インフルエンザ等の感染予防等の広報に関すること。 3 区医師会その他の医療機関との連絡調整に関すること。 4 医薬品、医療器具及び防疫資器材の整備、調達及び補給の要請に関すること。 5 食品衛生、環境衛生及び薬事衛生の監視並びに感染症の予防に関すること。 6 区民、医療機関等からの相談に関すること（新型インフルエンザ相談センター等の設置）。 7 感染症法（積極的疫学調査等）に関すること。 8 抗インフルエンザ薬に関すること。 9 新型インフルエンザワクチンに関すること。 10 患者移送に関すること。 11 東京都への報告、調査、検査依頼等に関すること。 12 保健医療に係る国、都等との連絡調整に関すること。 13 その他健康部の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策子育て支援部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区立保育園、私立保育園、私立幼稚園及び母子生活支援施設等における感染予防に関すること。 2 区立保育園、私立保育園、私立幼稚園及び母子生活支援施設等における感染状況の把握に関すること。 3 その他子育て支援部の所管に関すること。
新型インフルエンザ等対策防災都市づくり部	<ol style="list-style-type: none"> 1 北庁舎の管理に関すること。 2 他部の応援に関すること。 3 その他防災都市づくり部の所管に関すること。

新型インフルエンザ 等対策会計管理部	<ul style="list-style-type: none"> 1 対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。 2 その他会計管理部の所管に関すること。
新型インフルエンザ 等対策教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 区立幼稚園、こども園、小学校及び中学校の園児、児童及び生徒の感染予防に関すること。 2 区立幼稚園、こども園、小学校及び中学校の園児、児童及び生徒の感染状況の把握に関すること。 3 教育施設における感染予防に関すること。 4 その他教育委員会事務局の所管に関すること。
新型インフルエンザ 等対策選挙管理 委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 他部の応援に関すること。
新型インフルエンザ 等対策監査事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 他部の応援に関すること。
新型インフルエンザ 等対策区議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 議会との連絡調整に関すること。 2 他部の応援に関すること。

2 業務区分及び流行の想定

(1) 業務区分の再整理

新型インフルエンザが発生した際には新たな業務が発生するが、一方、欠勤等により職員の減少が見込まれる。このため、区民の生命を守るとともに区民生活に不可欠な機能を維持するために必要な業務を職員の出勤状態に応じて限られた人員で実施する必要があることから、「A 新たに発生する業務」、「B 継続業務」、「C 縮小業務」、「D 休止業務」に区分して優先順位を定めることとする。

業務区分

業務区分		業務内容
A	新たに発生する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・感染の流行のピークを抑えることや、感染者数を減少させるための感染拡大防止に関する業務 ・危機管理体制上必要となる業務
通常業務	B 継続業務	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の生命を守るための業務 ・住民生活の維持に係る業務 ・休止すると重大な法令違反となる業務
	C 縮小業務	<ul style="list-style-type: none"> ・継続・休止以外の業務 ・対面業務等を工夫して実施する業務
	D 休止業務	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の人が集まる施設や業務 ・その他、緊急性を要しない業務

(2) 流行の想定

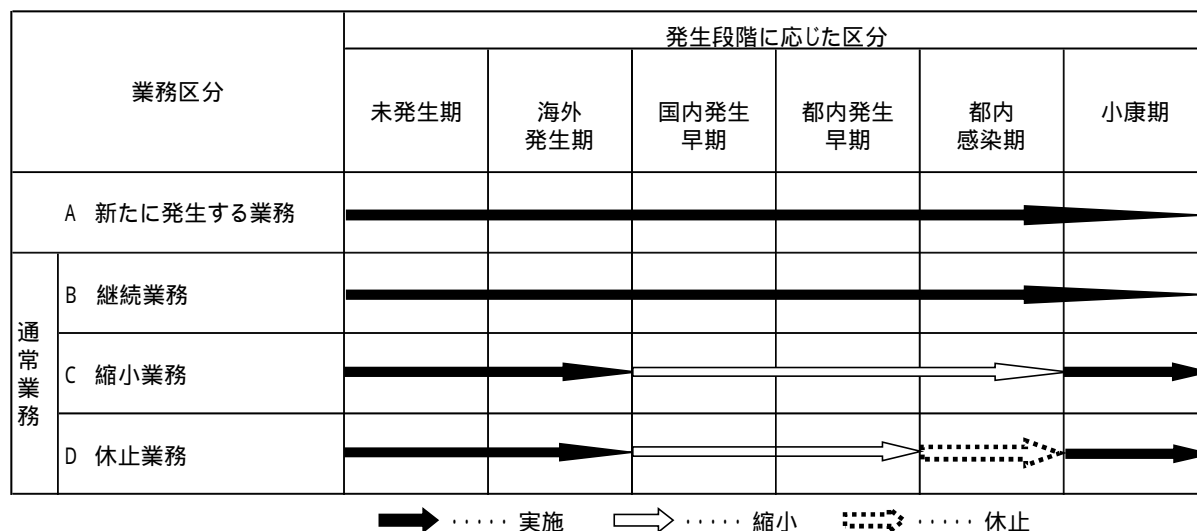
荒川区民の約30%が罹患する。

4割の職員が罹患し、7日間欠勤する。

一つの流行の波が約2か月継続し、その後流行の波が2～3回来る。

3 対応期間の考え方

業務区分ごとの対応期間



4 各課の事業継続計画

新型インフルエンザが発生して区長によりBCPが発動した際には、各課において、以下の事業継続計画に基づき、業務を遂行する。

各課の事業継続計画の記載ページ

部	課	ページ
総務企画部	総務企画課	21
	財政課	24
区政広報部	秘書課	25
	広報課	26
管理部	経理課	28
	職員課	29
	営繕課	30
	情報システム課	31
区民生活部	区民課	32
	戸籍住民課	34
	区民施設課	36
	税務課	37
	防災課	38
	生活安全課	39
地域文化スポーツ部	文化交流推進課	40
	生涯学習課	41
	スポーツ振興課	43
	ゆいの森課	45
	地域図書館課	47
産業経済部	産業振興課	48
	経営支援課	
	就労支援課	
	観光振興課	
環境清掃部	環境課	50
	清掃リサイクル課	51
福祉部	福祉推進課	54
	生活福祉課	56
	高齢者福祉課	57
	介護保険課	59
	障害者福祉課	61
	国保年金課	63

健康部	生活衛生課	6 5
	健康推進課	6 7
	保健予防課	6 9
子育て支援部	子育て支援課	7 1
	児童青少年課	7 3
	保育課	7 5
	荒川遊園課	7 6
	子ども家庭支援センター	7 7
防災都市づくり部	都市計画課	7 8
	防災街づくり推進課	7 9
	施設管理課	8 0
	道路公園課	8 2
	建築指導課	8 4
会計管理部	会計管理課	8 5
教育委員会事務局	教育総務課	8 6
	教育施設課	8 7
	学務課	8 8
	指導室	8 9
	教育センター	9 0
選挙管理委員会事務局		9 1
監査事務局		9 3
議会事務局		9 4

【事業継続計画】

部 名	総務企画部	課 名	総務企画課
A 新たに発生する業務			必要人員
(総務係) 庁有車・自転車の管理及び配車(インフルエンザ対応に必要な配車計画) (企画係) 荒川区新型インフルエンザ等対策本部、危機管理対策会議の設置、運営に関する事 こと。 国、東京都、その他関係機関との協議、交渉、要請などの統括に関する事 こと。 関係機関との連絡に関する事 こと。 各部の連絡調整に関する事 こと。 情報の収集、伝達及び処理に関する事 こと。 相談体制の調整及び統括に関する事 こと。 住民からの問合せの対応及び要望のとりまとめに関する事 こと。 上記に掲げるもののほか、他の部に属しないこと。 (男女平等推進センター) 中止する事業の周知業務 施設の使用中止についての周知業務			1名 5名 (2名) (3名) 2名
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請 等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(総務係) 公益通報対応 庁有車・自転車管理 勤怠等庶務事務 議会関係事務 他の部に属しないこと。 (企画係) 各部との連絡調整に関する事 こと。 (文書係) 公印管理			3名 2名 1名
C 縮小業務			必要人員
(総務係) 寄附金受領 各種支払い等庶務事務 (企画係) 庁議、特別庁議、全管理職会議、全課長会議、庶務主管課長会の運営に関する こと。 窓口延長・日曜開庁に関する事 こと。 指定管理者制度に関する事 こと。			B業務担 当で対応 B業務担 当で対応

A～Cの業務を実施するための体制等	【職員数 27 名】【出勤人数 16 名】【必要人員 18 名】
<p>(総務係)</p> <p>各人がいくつかの業務を兼ね、A～Cの業務を3名体制で対応するものとする。ただし、他に属さない業務が発生した場合は、最低2名の応援が必要である。</p> <p>(企画係)</p> <p>6割の職員が出勤できれば対応可能</p> <p>荒川区新型インフルエンザ等対策本部、危機管理対策会議の事務等、意思決定が必要な事業は管理職が最低1名いれば企画係全体で対応できる。管理職不在の場合は副区長に判断を依頼する。</p> <p>(文書係)</p> <p>常勤1名が出勤できれば対応可能</p> <p>(男女平等推進センター)</p> <p>常勤2名が出勤できれば対応可能</p>	
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)	
<p>訴訟関係事務</p> <p>こころと生き方・DVなんでも相談</p>	
今後の課題	
なし	

【事業継続計画】

部 名	総務企画部	課 名	財政課
A	新たに発生する業務		必要人員
	新型インフルエンザの発生により、緊急に予算措置・執行しなければならない経費等への対応		2名
	新型インフルエンザ等対策総務企画部の優先順位の高い事務分掌に対応するため、総務企画課と調整し総務企画部内の他課へ職員を派遣		2名
	【緊急事態宣言時の措置】		
	都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請等に関する区民等への周知・徹底		
B	継続業務		必要人員
	予算の編成・執行管理、財政調査事務等		A業務担当 で対応
C	縮小業務		必要人員
	なし		
D	休止業務		必要人員
	なし		
使用中止施設			
なし			
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数9名】【出勤人数5名】【必要人員4名】			
<p>財政課ではライン担当事務を行うため、二人一組の体制を組んでいる。</p> <p>担当者が出勤不能の場合は、その体制を活用して対応するとともに、ライン担当者の両者が出勤不能となる場合も考慮し、下記のとおり順次、応援体制を編成し対応する。</p> <p>(正規担当者が出勤不能の場合) 同じラインの担当者が対応</p> <p>(ライン担当が両者出勤不能の場合) 前任者又は他のラインの担当者が対応</p>			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
予算編成システムの管理・運用			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	区政広報部	課 名	秘書課
A	新たに発生する業務		必要人員
	なし		
B	継続業務		必要人員
	(秘書係) 区長・副区長関係秘書業務及び契約、職員出退勤などの日常業務(4名) (総合相談係) 日常業務 窓口総合案内 庁内カウンター二人一組で二組体制(4名) 電話等への対応(2名)		4名 6名 (内訳:常勤職員3名+非常勤職員3名)
C	縮小業務		必要人員
	(秘書係) 区長・副区長秘書業務(外部との面会及び式典等への出席) 不正防止委員会業務は、庁舎内で開催するのではなく、電話、FAX、インターネットなどの活用により開催する。 (総合相談係) なし		B業務担当 で対応
D	休止業務		必要人員
	(秘書係) 区政功労者表彰式、新年祝賀式 (総合相談係) 所管業務		B業務担当 で対応
使用中止施設			
なし			
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数10名】【出勤人数6名】【必要人員10名】			
	(秘書係) 区長・副区長職に関する秘書業務及びその他日常業務として、4名 (総合相談係) 来庁者数の多少及び電話での問い合わせ数を判断して、配置人員を調整しながら常勤職員3名及び非常勤職員3名で実施		
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
なし			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	区政広報部	課 名	広報課
A 新たに発生する業務			必要人員
(報道映像係) 感染拡大防止啓発広報に関する業務 区の緊急対応内容、窓口実施業務等の広報に関する業務			1名
(広報係) 区報特集号「新型インフルエンザ」の発行			1名
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(報道映像係) マスコミへの情報提供に関する業務			1名
(広報係) 区報発行業務 ホームページによる情報提供業務 SNSによる情報提供業務			4名
C 縮小業務			必要人員
(報道映像係) ケーブルテレビ区制作番組編成業務 マスコミ情報の収集業務(クリッピング)			2名
(広報係) 区勢概要等印刷物発行業務 区報 Jr. 発行業務			2名
D 休止業務			必要人員
(報道映像係) 区行事関係の広報業務 ビデオ広報等の貸出し、及び窓口業務 区制作番組のダビング業務、区関連放送番組の録画業務			
(広報係) 広報実務者連絡会開催業務			
使用中止施設			
なし			
A～Cの業務を実施するための体制等		【職員数9名】【出勤人数5名】【必要人員11名】	
(報道映像係) A～Cの業務、マスコミ対応、ケーブルテレビ対応等では、管理職1名、職員4名で対応できる。			
(広報係) 区報で5名、ホームページやSNSに対応スキルのある職員2名で対応できる。			

専門的なスキルや資格を必要とする業務（再掲）
ホームページや SNS による情報提供業務 庁有車運転資格（区民向け広報の手段のひとつとして）
今後の課題
なし

【事業継続計画】

部 名	管理部	課 名	経理課
A 新たに発生する業務			必要人員
(庶務係)	来庁者に対する新型インフルエンザに関する情報、本庁舎窓口業務等の状況についての周知		2名
(契約係)	新型インフルエンザ対策物品等緊急を要する調達に関する契約事務		1名
(検査係)	新型インフルエンザ対策物品等緊急を要する調達に関する検査事務		1名
【緊急事態宣言時の措置】			
都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(庶務係)	庁舎管理（冷暖房・電気設備等の運転管理、巡視等）業務、電話交換業務		1名
(契約係)	契約どおりに実施できない案件について、所管や契約の相手方との調整、契約変更手続業務		2名
	工事、製造その他の請負契約		
	契約手続に係る情報公開請求事務		
(検査係)	登録業者の資格審査、登録確認のための調査及び入札参加停止に関する事務		1名
	検査事務		
C 縮小業務			必要人員
(庶務係)	庁舎の計画及び総合調整		B業務担当 が対応 1名
(管財用地係)	公有財産の管理についての総合調整、普通財産の管理		
D 休止業務			必要人員
なし			
使用中止施設			
なし			
A～Cの業務を実施するための体制等			【職員数 18名】【出勤人数 10名】【必要人員 9名】
各係の業務を支障なく遂行するため、庶務係 3名、管財用地係 1名、契約係 3名、検査係 2名を確保するとともに、連絡体制を強化する。			
専門的なスキルや資格を必要とする業務（再掲）			
なし			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	管理部	課 名	職員課
A 新たに発生する業務			必要人員
職員のインフルエンザり患状況報告の受付・集計及び対策本部への報告 各職場の感染状況に応じた必要な職員の臨時配置等、応援体制の確保			5名
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(人事係) 職員の出怠勤状況の把握(2名)			4~7名
(給与係) 給与等支払業務 (通常:2名、2・3・5・6月:4名、4・11・12月:5名)			
C 縮小業務			必要人員
(福利係) 地下食堂、売店(区の業務が制限又は縮小された場合、一般区民の利用を中止し、職員用の食事の確保対策として継続) 区互助会(支払業務のみ) 共済組合、社会保険関係業務 公務災害(必要最低限の業務のみ実施[認定申請等])			2名
D 休止業務			必要人員
(福利係) 健康相談、健康診断 被服事務			
(人材開発係) 研修業務			
(人事係) 昇任選考、職員表彰			
使用中止施設			
なし			
A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数28名】【出勤人数16名】【必要人員14名】			
被害想定職員4割欠勤でも実施できる体制である。 常勤職員28名×6割出勤 16名			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
給与支払事務 人事関係事務			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	管理部	課 名	営繕課
A	新たに発生する業務		必要人員
	なし		
B	継続業務		必要人員
	(計画営繕係) 工事請負代金の支払業務(前払い金、竣工払い金など)		3名
C	縮小業務		必要人員
	(営繕第一係、営繕第二係、電気設備係、機械設備係) 工事監理業務(工事現場の安全確保)		14名
D	休止業務		必要人員
	(技術管理担当) 区内建設協会との技術講習会(研修会) (営繕第一係、営繕第二係、電気設備係、機械設備係) 請負業者との工程、施工等に関する定例会または打合せ会		1名 Cの業務担当で対応
使用中止施設			
	なし		
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数 31名】【出勤人数 18名】【必要人員 17名】			
A～Cの業務を担当する係の6割出勤を想定した体制である。			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
	なし		
今後の課題			
	なし		

【事業継続計画】

部 名	管理部	課 名	情報システム課
A 新たに発生する業務			必要人員
情報共有の支援			1名
【緊急事態宣言時の措置】			
都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
業務系システム（住民記録・住民税・福祉等の住民情報を取り扱うシステム）の管理運用			2名
情報系システム（財務会計・文書管理・職員グループウェアなど区の内部情報系システム）の管理運用			2名
庁内ネットワークの管理運用（セキュリティ対策含む）			1名
施設予約システムの管理運用			1名
C 縮小業務			必要人員
なし			
D 休止業務			必要人員
情報システム課が主催する内部研修			B 業務担当
セキュリティ外部監査			6名で対応
使用中止施設			
なし			
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数12名】【出勤人数7名】【必要人員7名】			
業務系システム、情報系システム、施設予約システム、電子申請システム、IDC（インターネットデータセンター）、ヘルプデスク、庁内ネットワーク等の運用管理を委託している事業者との調整を図り、通常どおりにシステムを稼働できる体制を確保する。			
専門的なスキルや資格を必要とする業務（再掲）			
なし			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	区民生活部	課 名	区民課
A 新たに発生する業務			必要人員
(庶務係、荒川地域事務係及び各区民事務所(南千住・町屋・尾久・日暮里)) 地域団体・関係団体などの連絡調整に関すること。 各町会等地域団体に対するインフルエンザに関する情報提供及び連絡調整			12名 (各2名)
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(庶務係) 区営掲示板(ポスター掲示) 火災等の見舞金(火災発生時) 区民交通傷害保険(保険の加入) 荒川区町会連合会に対する情報提供 区民葬儀に関すること(葬儀社の紹介ほか)			1名 1名 1名 1名 1名
(庶務係、荒川地域事務係及び各区民事務所(南千住・町屋・尾久・日暮里)) 地域の災害時の状況調査、情報収集等			7名 (庶務係2名、他各1名)
(統計係) 各種統計調査 ・ 実施機関でもある国の判断によることになるが、調査員への感染防止等を考えると、調査実施中に感染が拡大した場合には継続実施をするのは困難であると思われる。中止と判断した場合には、早急に調査員、指導員へ連絡をし、調査業務を中止させる。			4名
C 縮小業務			必要人員
(庶務係) 区民相談所での相談業務(一部他の相談機関への紹介で対応) (各区民事務所(南千住・町屋・尾久・日暮里)) 住民基本台帳事務ほか各区民事務所窓口業務			3名 A・B業務担当12名(各3名)で対応

D 休止業務	必要人員
<p>(庶務係) 町会長のつどい、日赤研修会 公有財産の管理に関すること</p> <p>(荒川地域事務係及び各区民事務所(南千住・町屋・尾久・日暮里)) ひろば館及びふれあい館受付事務 各地域の町会連合会会議の開催 地域の子どもまつり等イベント</p> <p>(統計係) 各種統計調査 ・実施機関である国が、調査を休止すると判断した場合には休止とする。</p>	<p>B 業務担当 3名で対応</p> <p>B 業務担当 5名で対応</p> <p>B 業務担当 4名で対応</p>
使用中止施設	
<p>【各ひろば館及びふれあい館】 ・HP 及び施設における張り紙などにより、事業及び施設利用中止の周知を行う。</p>	
<p>A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数 47名】【出勤人数 28名】【必要人員 23名】</p>	
<p>(庶務係) 常勤 5名 (荒川地域事務係) 常勤 2名 (南千住・町屋・尾久・日暮里区民事務所) 常勤各 3名 (統計係) 常勤 4名</p>	
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)	
<p>住民基本台帳事務ほか各区民事務所業務</p>	
今後の課題	
<p>なし</p>	

【事業継続計画】

部 名	区民生活部	課 名	戸籍住民課
A 新たに発生する業務			必要人員
遺体収容所の開設及び運営 ・死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、遺体を一時的に安置するための収容所を開設する。 ・遺体の保存のために必要な保存剤（ドライアイス）及び遺体からの感染を防ぐための非透過性納体袋等の物資を確保する。			6名
【緊急事態宣言時の措置】 埋葬・火葬の特例等 ・火葬場の経営者に対する火葬炉の稼働要請 ・遺体の埋火葬に係る墓地、火葬場等に関連する情報の広域的かつ速やかな収集及び遺体搬送の手配等の実施 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(管理証明係) 郵送対応業務 (戸籍謄抄本、住民票等) 郵送請求業務 (民刑関連、不在住証明等) 自動交付機の監視等、運用事務			4名
(住民記録係) 郵送対応業務 (転出届)			1名
戸籍届出及び通知に伴う住民記録内部事務 他市区町村からの住基関係の確認事務			6名
(戸籍係) 戸籍届出事務及び火葬許可申請等 戸籍・戸籍の附票の在籍等の確認事務			8名
C 縮小業務			必要人員
(管理証明係) 窓口での住民票、戸籍謄抄本等の発行事務 ・郵送請求による発行事務を行う。			8名

D 休止業務	必要人員
<p>(管理証明係)</p> <p>閲覧等、その他の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 閲覧は、緊急なものについては、柔軟に対応する。 <p>(住民記録係)</p> <p>転入、転居等の届出、印鑑登録等窓口の届出が定められている事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転入、転居については、14 日間以内の届出期間があることを周知する。 ・ 閉庁期間が長期にわたる場合、届出期間については柔軟に対応する。 ・ マイナンバーカード交付事務 	B・C 業務担当で対応
使用中止施設	
マイナンバーカード窓口 (セントラル荒川ビル 6 階 10/11 まで、10/15 からは本庁舎)	
A ~ C の業務を実施するための体制等 【職員数 41 名】【出勤人数 24 名】【必要人員 39 名】	
<p>職員の出勤が 6 割とすると、業務に係る時間については件数の変更がないと仮定すれば約 1.6 倍増加する可能性がある。</p> <p>職員配置は窓口業務を優先し、他の業務については窓口配置以外の職員で実施するため、通常時より遅れが発生する。</p> <p>実際には件数の増減、出勤してくる職員によっては業務に対する習熟度の違い等により通常の担当以外の業務については処理時間が増加することが見込まれる。</p> <p>職員の出勤態勢 (6 割) の状況は、窓口に来所するお客さまの了解は得られると考える。かつ、区民事務所職員や部内の当課 OB 職員を可能な限り活用する。</p> <p>遺体収容所の運営に関しては、24 時間受付が可能な体制を確保する。(2 名 × 3 交代 = 6 名)</p>	
専門的なスキルや資格を必要とする業務 (再掲)	
B 及び C 業務に関して、それぞれの業務に係る法律上の知識が必要となる。	
今後の課題	
OB 名簿の作成	

【事業継続計画】

部 名	区民生活部	課 名	区民施設課
A	新たに発生する業務		必要人員
	(施設計画係及び施設支援係) ひろば館及びふれあい館の被害状況についての情報収集 使用中施設(ひろば館及びふれあい館)についての周知業務		6名
	【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底		
B	継続業務		必要人員
	なし		
C	縮小業務		必要人員
	なし		
D	休止業務		必要人員
	なし		
使用中施設			
【各ひろば館及びふれあい館】 ・HP及び施設における張り紙などにより、事業及び施設の利用の中止の周知を行う。			
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数12名】【出勤人数7名】【必要人員6名】			
(施設計画係)常勤5名 (施設支援係)常勤2名			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
なし			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	区民生活部	課 名	税務課
A	新たに発生する業務		必要人員
	なし		
B	継続業務		必要人員
	(税務係)		
	税証明書の発行に関する業務		1名
	税の収納に関する業務		1名
	軽自動車税の申告受付に関する業務		1名
	自動車臨時運行許可に関する業務		1名
	(課税係)		
	税申告書の受理に関する業務		1名
	電話による税申告にかかる相談業務		1名
	(納税促進係)		
	電話による納税相談にかかる業務		2名
C	縮小業務		必要人員
	なし		
D	休止業務		必要人員
	(課税係)		
	窓口における税申告にかかる相談業務		B業務担当
	(納税促進係)		で対応
	窓口における納税相談にかかる業務		B業務担当
			で対応
使用中止施設			
	なし		
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数 56名】【出勤人数 33名】【必要人員 8名】			
	(1) 及び の業務は税務係が中心で取り扱う。(2名)		
	(2) 及び の業務は税務係軽自動車税担当が中心で取り扱う。(2名)		
	(3) 及び の業務は課税係が中心で取り扱う。(2名)		
	(4) の業務は納税促進係が中心で取り扱う(2名)		
	(1) から (3) について、各係の常勤職員の欠勤者が5割を超えた場合、各係の従事経験を有する職員を応援させ対応する。		
	(4) について、納税促進係の常勤職員の欠勤者が5割を越した場合、業務を休止する。		
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
	荒川区特別区税徴税吏員		
今後の課題			
	なし		

【事業継続計画】

部 名	区民生活部	課 名	防災課
A 新たに発生する業務			必要人員
(防災管理係・防災事業係) 防災行政無線(屋外子局等)及びMCA無線等を活用した情報提供 防災用備蓄品の搬送・配分			2名
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(防災管理係・防災事業係) 都・防災関係機関との情報連絡の確保 警戒待機者制度			2名
C 縮小業務			必要人員
なし			
D 休止業務			必要人員
(防災管理係・防災事業係) 起震車の派遣 防災センター(1階展示室及び研修室)での普及啓発 普及啓発等のイベント 避難所開設運営訓練等の各種訓練及び訓練実施に伴う資機材等の運搬 小型防火水槽の点検、C級ポンプ等の点検			A・B業務担当で対応
使用中止施設			
【防災センター】 ・使用予定者へは、電話連絡により施設使用の中止について連絡 ・HP・施設での張り紙などで施設使用の中止を周知			
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数8名】【出勤人数4名】【必要人員4名】			
(防災管理係)常勤2名 (防災事業係)常勤2名 防災用備蓄品の配送・配分作業に必要な人員及び車両は、人員＝部内他課、車両＝総務企画部、東京都及び民間事業者への要請、により確保する。 警戒待機者にり患者が生じ、欠員等が生じた場合は、防災課職員及び他部課の応援により人員を確保する。			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
なし			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	区民生活部	課 名	生活安全課
A	新たに発生する業務		必要人員
	(交通安全係・生活安全係) 安全・安心パトロールカーによる感染防止策、情報提供等の広報活動 (各車両1名乗車で、3車両運用)		5名
	【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底		
B	継続業務		必要人員
	(生活安全係) 地域防犯に係る警察等関係機関との連絡調整に関すること。 有事法制、テロ対策等に関すること。 危機管理対策本部の運営に関すること。		2名
C	縮小業務		必要人員
	なし		
D	休止業務		必要人員
	(交通安全係) 交通安全に関する講習・催物の実施及び交通安全対策協議会の開催等 (生活安全係) 安全・安心ステーション(日暮里・町屋・荒木田・峡田)の閉鎖 安全・安心パトロールカーによる区内防犯パトロール 防犯寄席、防犯イベント等 各防犯関連補助金申請の窓口受付		A~C業務 担当で対応
使用中止施設			
【安全・安心ステーション】			
A~Cの業務を実施するための体制等		【職員数8名】【出勤人数4名】【必要人員7名】	
管理職以下常勤等8名で対応(人数が満たない場合は他所管からの応援により対応する)			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
なし			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	地域文化スポーツ部	課 名	文化交流推進課
A 新たに発生する業務			必要人員
(文化振興係、都市交流係) 中止する事業の周知業務 文化施設の休館及びイベント中止の周知業務			5名
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底			2名
B 継続業務			必要人員
なし			
C 縮小業務			必要人員
なし			
D 休止業務			必要人員
(文化振興係) 各種イベント講座等の中止 公有財産の管理に関すること (都市交流係) 日本語教室、日本語サロン、茶道教室等講座及び留学生の派遣・受入			A 業務担当 で対応 A 業務担当 で対応
使用中止施設			
【サンパール荒川、日暮里サニーホール、ムーブ町屋】 ・利用団体への個別電話連絡により施設利用中止について周知する。 ・HP・施設での張り紙等で、事業・施設利用の中止を周知する。			
A～Cの業務を実施するための体制等		【職員数 10名】【出勤人数 6名】【必要人員 5名】	
(文化振興係) 常勤 4名 (都市交流係) 常勤 1名			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
総合施設予約サービス(文化施設予約)に関すること。			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	地域文化スポーツ部	課 名	生涯学習課
A	新たに発生する業務		必要人員
	なし		
B	継続業務		必要人員
	なし		
C	縮小業務		必要人員
	(生涯学習振興係、生涯学習事業係) 生涯学習・スポーツポータルサイトによる各種の情報提供 施設予約システムによる施設利用予約受付 指定管理施設との連絡調整 経理事務		3名 指定管理 施設各1名
D	休止業務		必要人員
	(全係) 講座・講演会・催し・会議等 (生涯学習振興係) 社会教育委員の会議、青少年委員定例会・各部会・ブロック会 (町屋文化センター、生涯学習センター、清里高原ロッジ・少年自然の家) 施設窓口における利用申請、施設利用の取り消しに伴う利用料金の返還 (地域学習支援係) 講座等を休止 (荒川ふるさと文化館) 埋蔵文化財調査 講座、文化財保護審議会、文化財保護推進員会 施設窓口における利用申請、施設利用の取り消しに伴う利用料金の返還		C業務担当 で対応 1名 振興係1名 指定管理 施設各1名 1名 2名
使用中止施設			
【荒川ふるさと文化館、町屋文化センター、生涯学習センター、清里高原ロッジ・少年自然の家、荒川コミュニティカレッジ(地域学習支援係)】 ・施設予約団体、施設予約者、講座受講者等へ個別の連絡により、施設利用中止について周知 ・HP・施設での張り紙などにより、事業や施設利用の中止について周知			

A～Cの業務を実施するための体制等		【職員数 20 名】【出勤人数 12 名】【必要人員 3 名】
(全体)	1 名	
(生涯学習振興係)	3 名	
(生涯学習事業係)	2 名	
(地域学習支援係)	1 名	
(荒川ふるさと文化館)	2 名	
<参考>		
町屋文化センター(指定管理者職員 2 名)		
生涯学習センター(指定管理者職員 2 名)		
清里高原ロッジ・少年自然の家(指定管理者職員 2 名)		
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)		
なし		
今後の課題		
なし		

【事業継続計画】

部 名	地域文化スポーツ部	課 名	スポーツ振興課
A 新たに発生する業務			必要人員
スポーツ施設の休館及びスポーツ事業中止の周知業務			B・C業務担当で対応
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底			B・C業務担当で対応
B 継続業務			必要人員
(スポーツ振興係、スポーツ事業係) 電話による問合せへの対応 経理事務			3名
C 縮小業務			必要人員
(スポーツ振興係、スポーツ事業係) 荒川総合スポーツセンター[令和元年度(平成31年度)は休館]とあらかわ遊園スポーツハウスとの連絡調整を、電話・FAX・インターネット等を活用して対応 施設予約システムによる施設利用予約受付			3名
D 休止業務			必要人員
(全係) 事業打合せ・催し・教室・自主研究会・講習会等			2名
(スポーツ振興係) 親子で体力アップ推進事業、城北五区親善大会、東京都釣魚大会、友好都市スポーツ交流事業(つくば市)、広域連携スポーツ事業(第2ブロック)等			2名
(スポーツ事業係) スポーツひろば、荒川区民体育大会、都民体育大会代表選手結団式・開会式、ラジオ体操指導者養成講習会・中央大会、区民ハイキング、ドッジビー大会、あらすポフェスタ、体育の日記念行事、荒川リバーサイドマラソン、スキー教室、各大会選手派遣、ウォーキング事業、障がい者スポーツ事業、アスリートによるレベルアップ塾 等			3名
(荒川総合スポーツセンター、あらかわ遊園スポーツハウス) 施設窓口における利用申請			各施設2名
使用中止施設			
【荒川総合スポーツセンター、あらかわ遊園スポーツハウス、南千住野球場、東尾久運動場、区民運動場、あらかわ遊園運動場、西荒井橋野球場、少年運動場】 ・使用団体、施設予約者、教室受講者等へ個別の連絡により施設利用中止について周知 ・HPや施設での張り紙などで事業、施設利用中止について周知			

A～Cの業務を実施するための体制等	【職員数 13名】【出勤人数 7名】【必要人員 6名】
<p>必要職員数 6名 当初は休止業務の連絡・調整等 6名で対応するが、その後は3名でも対応可能 施設協力体制 荒川総合スポーツセンター（指定管理者職員 2名） あらかわ遊園スポーツハウス（非常勤職員又は管理運営受託業者職員 2名）</p>	
専門的なスキルや資格を必要とする業務（再掲）	
なし	
今後の課題	
なし	

【事業継続計画】

部 名	地域文化スポーツ部	課 名	ゆいの森課
A 新たに発生する業務			必要人員
(管理・施設係) 閉館決定連絡 感染状況把握 施設内の清掃・消毒の徹底			3名
(サービス係) 図書館の閉館、サービス休止等の情報提供			1名
(文学館係) 吉村昭記念文学館の閉館周知			1名
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底			2名
B 継続業務			必要人員
(管理・施設係) 勤怠等庶務事務			1名
C 縮小業務			必要人員
(管理・施設係) 各種支払い等庶務事務 必要最小限の文書交換事務			1名
D 休止業務			必要人員
(管理・施設係) 総合受付、子どもひろばの利用、体験キットの貸出し業務等の休止 託児・カフェの休業 会議室の利用の中止、イベントの休止 警備・設備維持管理業者の業務の休止			2名
(サービス係) 貸出、返却、予約、レファレンス等窓口業務の休止 イベントの休止 予約、貸出期間の延長等の電話受付の休止 資料購入業務の休止			1名
(文学館係) 吉村昭記念文学館における展示解説、イベントの休止			1名
使用中止施設			
【ゆいの森】 ・館内放送又は直接説明により在館者に説明し、帰宅を指示する。 ・速やかに閉館し、ホームページや館外の掲示等により施設の利用中止の周知を行う。 電話による問い合わせに対しては、留守番電話により対応する。			

<p>【カフェ及び託児室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として閉鎖
<p>A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数 20名】【出勤人数 12名】【必要人員 5名】</p>
<p>各人がいくつかの業務を兼ね、A～Dの業務を管理・施設係 3名、サービス係 1名、文学館係 1名の計 5名で行う。</p>
<p>専門的なスキルや資格を必要とする業務（再掲）</p>
<p>託児業務（利用登録の審査を含む。）</p>
<p>今後の課題</p>
<p>託児でお預かりしている乳幼児の保護者への速やかな引き渡し</p>

【事業継続計画】

部 名	地域文化スポーツ部	課 名	地域図書館課
A	新たに発生する業務		必要人員
	(各地域館) 図書館ホームページによる情報提供		1名
	利用者への情報提供		各館1名
	【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底		
B	継続業務		必要人員
	(南千住図書館) 委託料や非常勤報酬等の各種支出事務		2名
C	縮小業務		必要人員
	なし		
D	休止業務		必要人員
	(各地域館) おはなし会・映画会等図書館主催事業 ブックスタート等図書館主催事業 貸出返却・予約・レファレンス等窓口業務 電話予約・延長等受付 インターネット予約		休館前の職員及びA・B業務担当で対応
使用中止施設			
【図書館全館】 ・館内放送又は直接説明により在館者に説明し、帰宅を指示する。 ・速やかに閉館し、HP・施設への張り紙等により施設利用中止の周知を行う。			
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数85名】【出勤人数51名】【必要人員6名】			
図書館ホームページの更新は各館職員1名で対応可能 利用者への情報提供は各館1名で対応 支出等の内部事務対応のため、南千住図書館庶務班は2名で対応			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
ゆいの森課と連携し、図書館ホームページによる情報提供			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	産業経済部	課 名	産業振興課、経営支援課、 就労支援課、観光振興課
A 新たに発生する業務			必要人員
(産業振興課商業振興係) 生活関連物資等の価格の安定 ・生活関連物資等の買占め・売惜しみを抑制するため、調査・広報・協力要請等の対応			2名
(経営支援課融資係) 緊急事態に関する融資 ・政府系金融機関等が特別な融資を実施する場合、事業者へ周知するなど適切に対応			2名
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(消費生活センター) 消費者相談(緊急を要する場合)			1名
(経営支援課経営支援係) 企業相談(緊急を要する場合)			1名
(経営支援課融資係) 融資相談(緊急を要する場合)			2名
C 縮小業務			必要人員
(産業振興課管理係) 産業情報紙の発行 中小企業景況調査 各種支払い等庶務事務			3名
(消費生活センター) 各種支払い等庶務事務			
(産業振興課商業振興係) 商店街各種補助金の申請等 公衆浴場各種補助金の申請等 各種支払い等庶務事務			
(経営支援課経営支援係、産業活性化係) 補助金業務への問合せ対応 緊急性を要しないコーディネート業務などの問合せ対応			1名
(就労支援課就労支援係) JOB コーナー町屋の運営 各種支払い等庶務事務			1名

<p>(観光振興課観光振興係)</p> <p>観光振興各種補助金の申請等</p> <p>各種支払い等庶務事務</p>	1名
D 休止業務	必要人員
<p>(消費生活センター)</p> <p>消費者講座、電気用品の立入検査等</p> <p>(産業振興課商業振興係)</p> <p>講座・商業祭などのイベント等</p> <p>(経営支援課経営支援係、産業活性化係)</p> <p>セミナー、委員会、イベント、相談会に関する事業及びこれらに関連する業務</p> <p>(就労支援課就労支援係)</p> <p>就職面接会・産業功労者表彰・就労支援に係るセミナー・相談業務等に関する事業</p> <p>(観光振興課観光振興係)</p> <p>川の手荒川まつり等のイベント、他自治体主催のイベント等への参加、観光ボランティアガイド養成講座等</p>	
<p>A～Cの業務を実施するための体制等</p> <p>【職員数 34名】【出勤人数 20名】【必要人員 14名】</p>	
<p>職員の出勤状況により、課内及び部内において連携を図り、優先順位の高い業務に対して応援体制を整備</p>	
<p>専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)</p>	
<p>企業相談、消費者・就労相談業務</p>	
<p>今後の課題</p>	
<p>区内企業に対し「BCP」の啓発及び普及促進</p>	

【事業継続計画】

部 名	環境清掃部	課 名	環境課
A	新たに発生する業務		必要人員
	なし		
B	継続業務		必要人員
	(環境計画係) 庶務(機器の維持管理や勤怠管理など日々確認する必要があるもの)に関する こと。		2名
C	縮小業務		必要人員
	(全係共通) 庶務(先送りできるもの)に関すること。		1名
	(環境保全係) 区民対応(比較的緊急性が高い内容のもの)に関すること。		2名
D	休止業務		必要人員
	(環境推進係) イベント開催に関すること。		B・C業務担 当で対応
	(環境保全係) エコ助成受付や各種届出(特定建設作業、特定粉じん施設等)に関すること。 区民対応(比較的緊急性が低い内容のもの)に関すること。		C業務担当 で対応
使用中止施設			
エコセンターの事務室以外の部分(情報提供コーナー、環境実習室など)は全て中止とする。			
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数 22名】【出勤人数 13名】【必要人員 5名】			
中止できる業務は全て中止し、出勤している職員によりその旨を周知する。 職員 4割欠勤でも対応可能			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
苦情対応に関すること。 各種届出(特定建設作業、特定粉じん施設等)に関すること。			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	環境清掃部	課 名	清掃リサイクル推進課
A 新たに発生する業務			必要人員
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底			B 業務担当 で対応
B 継続業務			
(管理計画係、啓発指導係、作業係、清掃車両係) 燃やすごみ(可燃ごみ・週2回収集)の収集。燃やさないごみ(不燃ごみ・月2回)の収集 動物死体処理			40名
(管理計画係) 清掃工場へのごみ搬入のための連絡・調整 ・清掃工場は東京二十三区清掃一部事務組合所管施設のため、状況報告と操業継続、ごみ搬入時間延長の依頼を行う。 ・清掃工場への搬入ルート上にある関係区への状況報告と通過についての通知 ・東京二十三区清掃一部事務組合、作業係と搬入等に係る調整を行う。 事業系ごみの収集 ・収集運搬事業者へ情報提供及び防護体制の確保と事業継続の依頼			3名
(啓発指導係) 集団回収支援事業 ・回収場所で立ち番を行っている町会に対しては、立ち番を中止するよう連絡し周知を依頼する。 資源回収事業 ・資源回収業者へ情報提供及び防護体制の確保と事業継続の依頼			3名
(リサイクルセンター係) 中間処理事業 ・委託事業者へ情報提供及び防護体制の確保と事業継続の依頼			1名
C 縮小業務			必要人員
(管理計画係) 一般廃棄物処理許可業者へ重大な法違反等の緊急時対応を除き、立入検査等は休止し、代替手段により行う。			B 業務担当 で対応

D 休止業務	必要人員
<p>(管理計画係、作業係)</p> <p>粗大ごみ収集(委託)</p> <p>事業系資源収集(委託)</p> <p>(管理計画係・啓発指導係)</p> <p>清掃審議会等の委員・役員へ会議中止の連絡</p> <p>(管理計画係)</p> <p>生ごみ処理機助成に関する届出</p> <p>(啓発指導係)</p> <p>ふれあい指導業務</p> <p>環境学習に関する業務</p> <p>講演会の講師及び受講者へ事業中止の連絡</p> <p>各バス見学会の参加者、受入施設、バス借上げ先への事業中止の連絡</p> <p>フリーマーケットの開催団体及び出展者へ事業中止の連絡、HP、会場での看板、区広報車などで、来場予定者へ事業中止を周知</p> <p>(作業係)</p> <p>臨時ごみの持ち込み承認事務</p> <p>ごみ排出事業者に対する立ち入り指導・業務</p> <p>条例等に基づく廃棄物保管場所に関する事前協議及び完了検査</p> <p>戸別収集及び粗大ごみ運び出しの下見業務</p> <p>(リサイクルセンター係)</p> <p>リサイクルセンター見学者に対して、中止の周知</p> <p>リサイクル工房・教室の講師及び受講者へ事業中止の連絡</p> <p>小学4年生施設見学会を予定している小学校へ事業中止の連絡</p> <p>リサイクルフェスタの中止又は延期の周知</p>	<p>B業務担当 で対応</p>
使用中止施設	
なし	
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数82名】【出勤人数49名】【必要人員47名】	
<p>職員3～4割が参集しない場合においても、燃やすごみ及び燃やさないごみの収集については、可能な限り通常どおりの収集に努めるものとする。</p> <p>ごみ収集に係る連絡調整業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理計画係、啓発指導係、作業係、清掃車両係の10名で対応する。 ・搬入先施設(清掃工場、中継所等)の稼働状況に応じて、適宜、収集作業の体制を見直す。 ・各家庭におけるごみの排出抑制について、区報・HP・広報車等で周知する。 <p>収集作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転職員2名、収集職員28名で対応するが、出勤状況により人数等が不足する場合には、収集作業の規模縮小等について検討する。 ・上記業務を実施するための諸条件 <p>可能な限り、週2日の休務を確保する。</p> <p>現行の雇上車両及び車付作業員は、引き続き雇上会社を通じて確保する。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・新大型特殊車 5 組 5 台・作業員 3 名 ・小型プレス車 12 組 24 台・作業員 24 名 ・小型特殊車 3 組 6 台・作業員 6 名 ・新小型ダンプ車（作業員付き）2 組 2 台・作業員 4 名 <p>区直営車両で運転手の欠員が発生した場合には、不足分の車両を雇い上げる。 効率的な収集を図るため、積載基準は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新大型特殊車（可燃）2.24 トン ・小型プレス車（可燃）1.45 トン ・小型特殊車（可燃）0.84 トン ・新小型ダンプ車（不燃）0.45 トン <ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康管理及び施設の衛生管理を徹底する。 ・作業に必要な防護用品（マスク・手袋・ゴーグル等）を確保する。 <p>ごみ収集以外の継続・縮小業務 管理計画係 3 名、啓発指導係 3 名、リサイクルセンター係 1 名の計 7 名で対応する。</p>
<p>専門的なスキルや資格を必要とする業務</p>
<p>なし</p>
<p>今後の課題</p>
<p>なし</p>

【事業継続計画】

部 名	福祉部	課 名	福祉推進課
A 新たに発生する業務			必要人員
(管理係) 部内各課との連絡調整 関係団体への感染拡大防止対策の周知 (高齢者施設係) 高齢者施設の感染予防 ・ 特別養護老人ホームでのマスク着用、うがい手洗い等の感染予防徹底の指導 ・ 感染予防用品や備蓄食料等に関する、今後必要数の把握と数量確保の要請 ・ 介護職員の罹患に備え、応援体制の確立を要請 ・ H P、施設の張り紙等による周知 高齢者施設利用者の感染状況の把握 ・ 電話、FAX 等による、特養ホーム入所者及び職員の感染状況の随時把握 特別養護老人ホームの入所者に対する集団接種を実施するため、関係者と実施に向けたスケジュール調整及び実施体制等の確認 (地域福祉係) 高齢者・障害者住宅入居者の感染状況の確認、感染拡大防止対策			5名

【緊急事態宣言時の措置】			
要配慮者への生活支援 ・ 要配慮者への見守り等の生活支援、搬送、死亡時の対応等を地域の関連団体等の協力を得ながら実施する。 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(管理係) 課内庶務			1名
(高齢者施設係) 特別養護老人ホーム ・ 感染拡大防止対策を徹底し、入所施設の運営を継続 各種事業、相談、入所者への面会は休止とする。			1名
(地域福祉係) 行旅死亡人等取扱事務			1名
C 縮小業務			必要人員
(管理係) 法人からの認可申請に関する相談			1名
(高齢者施設係) 既存施設への運営費貸付事務と補助金等の事務			1名

<p>(地域福祉係) 生活困窮者に係る相談(住居確保給付金を含む) 電話対応に変更する。</p>	2名
<p>D 休止業務</p>	必要人員
<p>(管理係) 社会福祉法人指導監査</p> <p>(地域福祉係) 民生児童委員協議会 民生児童委員訪問活動 ふれあい協力員会議</p>	
<p>使用中止施設</p>	
<p>(高齢者施設係) 【在宅高齢者通所サービスセンター】 ・HP・施設での張り紙等により、デイサービス事業、各種事業、相談の中止 【併設施設の貸室】 ・特別養護老人ホーム(1か所)、在宅高齢者通所サービスセンター(2か所)の貸室利用の中止</p>	
<p>A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数16名】【出勤人数9名】【必要人員12名】</p>	
<p>(管理係)4名 (高齢者施設係)2名 (地域福祉係)6名 不足する人員については、部内で応援体制を確保する。</p>	
<p>専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)</p>	
<p>なし</p>	
<p>今後の課題</p>	
<p>なし</p>	

【事業継続計画】

部 名	福祉部	課 名	生活福祉課
A 新たに発生する業務			必要人員
(管理係) 情報提供及び情報収集等に関すること。			1名
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(管理係) 保護費の緊急払い、現金書留払い及び現物給付に伴う支払基金、国保連合会、業者等への支払いに関する業務 医療券・介護券等の帳票出力及び発送に関する業務			4名 内1名はA業務担当で対応
(相談係) 受付、相談、面接及び申請受理に関する業務			3名
(保護第一～第五係、高齢者援護係) 面接、相談・保護の決定に関する業務			18名 (3名×6係)
C 縮小業務			必要人員
(保護第一～第五係、高齢者援護係) 被保護者及び被支援給付者からの日常相談業務			B業務担当で対応
D 休止業務			必要人員
(管理係) 保護費の生活福祉課窓口払い業務 被保護者に対するハローワーク等関係機関への同行支援 資産調査に係わる年金事務所等関係機関への出張調査			
(保護第一～第五係、高齢者援護係) 家庭訪問及び施設等訪問業務			
使用中止施設			
なし			
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数62名】【出勤人数37名】【必要人員25名】			
(管理係)常勤4名 医療券・介護券等発行及び保護費の支給事務			
(相談係)常勤3名 受付、面接相談業務			
(地区6係)常勤18名 面接、相談、ケースワーク、支払業務			
4割欠勤した場合でも、体制を確保できる。			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
面接相談業務・ケースワーク業務			
生活保護等支給システム業務			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	福祉部	課 名	高齢者福祉課
A 新たに発生する業務			必要人員
(課全体) 一人暮らし高齢者等の感染防止と生活維持に関すること。 関連団体の感染防止対策に関すること。 (高齢者福祉係、地域包括支援係) 管理施設に関連する感染防止に関すること。 (介護予防事業係) インフルエンザに罹患した高齢者への対応に関すること。			4名
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(介護予防事業係、地域包括支援係) 電話による相談・支援業務			4名
C 縮小業務			必要人員
(高齢者福祉係) 配食見守りサービス事業			1名
(地域包括支援係) 訪問による相談・支援業務			2名
D 休止業務			必要人員
(高齢者福祉係) 総合相談、申請の受付 サービス事業(紙おむつ等購入費助成事業、寝具乾燥消毒事業、高齢者入浴事業、理美容サービス事業、高齢者マッサージ事業) (介護予防事業係、地域包括支援係) 窓口での相談 (介護予防事業係) 総合事業 通所型・訪問型(委託事業) 各種講演会・教室・講座 高齢者専門相談 理学療法士等による訪問相談 依頼の健康教育			

使用中止施設	
【荒川授産場】 ・HP・施設での張り紙などで施設利用の中止を周知するとともに、利用者に電話連絡	
A～Cの業務を実施するための体制等	【職員数 23 名】【出勤人数 13 名】【必要人員 11 名】
(高齢者福祉係) 常勤 2 名 関連団体との調整ができる職員 (地域包括支援係) 常勤 4 名 ケースワークができる職員 (介護予防事業係) 常勤 5 名 保健指導ができる職員 関係団体との調整ができる職員	
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)	
(地域包括支援係) ケースワーク (介護予防事業係) 保健相談、保健指導	
今後の課題	
高齢者福祉課の保健師は、課の職員として従事するのか、保健師として特別な役割を担うこととなるのか調整が必要。	

【事業継続計画】

部 名	福祉部	課 名	介護保険課
A 新たに発生する業務			必要人員
(事業者支援係) 介護サービス事業所への感染拡大防止策の周知 介護サービス事業所における利用者及び従業員の健康状態、運営・サービス提供状況の把握			2名
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(介護給付係) 給付事務 課内庶務、他の係に属さない業務 (介護認定係) 認定関連事務 (資格保険料係) 被保険者の資格関連事務 保険料の賦課徴収事務 (事業者支援係) 地域密着型サービス指定・更新、加算届出事務			10名
C 縮小業務			必要人員
(事業者支援係) 事業者支援・指導事務			1名
D 休止業務			必要人員
(介護給付係) 高齢者住宅改修実地調査 (介護認定係) 認定調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等			
使用中止施設			
なし			

A～Cの業務を実施するための体制等		【職員数 29 名】【出勤人数 17 名】【必要人員 13 名】
(介護給付係)	各人がいくつかの業務を兼ね、Bの業務を3人体制で対応するものとする。ただし、他の係に属さない業務が発生した場合は、最低1人の応援が必要となる。	
(介護認定係)	各人がいくつかの業務を兼ね、Bの業務を3人体制とするものとする。ただし、認定審査会が2部会同時に開催される場合は、最低2人の応援が必要となる。	
(資格保険料係)	各人がいくつかの業務を兼ね、Bの業務を3人体制で対応するものとする。	
(事業者支援係)	各人がいくつかの業務を兼ね、A～Cの業務を4人体制で対応するものとする。 4割欠勤した場合でも、体制を確保できる。	
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)		
	認定調査 事業者適正化事務	
今後の課題		
	なし	

【事業継続計画】

部 名	福祉部	課 名	障害者福祉課
A 新たに発生する業務			必要人員
(庶務係、障害サービス係・相談支援係・こころの健康推進係) サービス事業所への感染拡大防止策の周知 サービス事業所利用者の感染状況、サービス提供状況の把握 福祉作業所(法人立含む)・生活実習所等における集団接種を実施するため、 関係者と実施に向けたスケジュール調整及び対象者への実施体制等の確認業務			6名
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要 請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(障害サービス係) 心身障害者手当等支払事務 自立支援給付等支払事務 (相談支援係) 居宅介護・重度訪問介護・訪問看護・透析患者のための移動支援等居宅介護 (こころの健康推進係) 精神障がい者の電話相談・居宅介護 精神障害者の警察官通報受理事務			6名
C 縮小業務			必要人員
(相談支援係・心身障害者福祉センター、こころの健康推進係) 相談事業及び各福祉サービスの利用申請			6名
D 休止業務			必要人員
(庶務係・障害サービス係) 日中一時支援事業 通所施設事業(生活介護・就労継続支援B・就労移行支援) 障がい者団体による各種事業 (相談支援係) ばん座位体操 (支援調整係) 障害支援区分認定調査 (心身障害者福祉センター) 児童発達支援 視覚機能訓練 各種講座 (こころの健康推進係) 精神保健福祉、薬物・酒害相談、ひきこもり相談 ゲートキーパー研修、自殺予防講演会、精神保健福祉講演会、 各種関係者会議 (支援調整係) 各種給付決定事務			

<p>使用中止施設</p> <p>【障害者福祉会館・支援センターアゼリア・荒川生活実習所・荒川福祉作業所・尾久生活実習所・尾久生活実習所分場・日中一時支援（スニーカー・おぐのあかり）・じょぶあらかわ】</p> <p>・使用団体へ個別の電話・FAX・メール連絡により会館使用中止について周知。また、施設での張り紙等により事業、施設利用の中止の周知を行う。</p>
<p>A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数 51 名】【出勤人数 30 名】【必要人員 18 名】</p> <p>（庶務係・障害サービス係）</p> <p>居宅介護事業所や通所施設等に対する感染拡大防止策の周知及び手当等支払事務は職員 3 名で対応</p> <p>（相談支援係）</p> <p>居宅介護事業の継続実施のための連絡・調整は職員 3 名で対応</p> <p>（相談支援係・心身障害者福祉センター、こころの健康推進係）</p> <p>相談事業は、電話やメールを中心とした対応を職員 12 名で実施</p> <p>4 割欠勤した場合でも、体制を確保できる。</p>
<p>専門的なスキルや資格を必要とする業務（再掲）</p> <p>相談事業</p>
<p>今後の課題</p> <p>グループホームなど、集団で生活・行動を共にする施設の利用者・管理者に対する感染予防としての予防接種の推奨。</p>

【事業継続計画】

部 名	福祉部	課 名	国保年金課
A 新たに発生する業務			必要人員
なし			
B 継続業務			必要人員
(管理係) システム管理業務 ・国保業務実施の基盤であるシステムの管理・運営を行う。 課の庶務業務 ・出退勤、郵送など必要業務について対応する。 経理、統計業務			3名
(国保資格係) 被保険者の資格取得及び保険証等の発行に関すること ・医療機関で診療を受ける際に必要となる保険証の発行業務について対応する。 医療機関等の対応に関すること			2名
(保険給付係) 高額療養費に関する業務 出産育児一時金に関する業務 療養費に関する業務 葬祭費に関する業務			3名
(後期高齢者医療係) 「被保険者証」等の発行業務 ・保険証の発行業務について対応する。 高額療養費支給申請書受付業務			2名
(国民年金係) 適用業務 給付業務 免除業務			4名
C 縮小業務			必要人員
(後期高齢者医療係) 療養費支給申請書の受付業務 葬祭費支給申請書の受付業務 第三者行為の届出			1名
(保険料係) 保険料収納の業務 ・保険料の窓口収納業務に限定して対応する。			4名

D 休止業務	必要人員
<p>(国保資格係)</p> <p>被保険者の資格喪失に関すること 国民健康保険料の賦課に関すること 被保険者証等の再発行に関すること 国民健康保険料の減免に関すること</p> <p>(保険給付係)</p> <p>診療報酬等にかかる業務 一部負担金の減免に関する業務</p> <p>(管理係・保険料係・後期高齢者医療係・国民年金係)</p> <p>継続、縮小業務を除く業務</p>	
使用中止施設	
なし	
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数 54 名】【出勤人数 32 名】【必要人員 19 名】	
<p>管理係 3 名、国保資格係 2 名、保険給付係 3 名、保険料係 4 名、後期高齢者医療係 3 名、国民年金係 4 名の計 19 名体制とする。</p> <p>不足する人員については、部内で応援体制を確保する。</p>	
専門的なスキルや資格を必要とする業務（再掲）	
システム管理業務	
今後の課題	
なし	

【事業継続計画】

部 名	健康部	課 名	生活衛生課
A 新たに発生する業務			必要人員
(管理係) 職員の出勤状況及び健康状況の的確な把握 区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会への情報提供			2名
(環境衛生係) 環境衛生協会への情報提供 旅館等の許可施設への指導 新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援)			2名
(食品衛生係) 食品衛生協会への情報提供 新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援)			2名
【緊急事態宣言時の措置】			
都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(管理係) 各種統計調査事務 休日当番医表作成・ホームページ・ひまわり(東京都医療機関案内サービス)掲示事務 医療従事者等免許申請経由事務 動物関係事務(犬の咬傷事故届出受付・捕獲犬公示事務)			3名
(環境衛生係) 環境衛生、医務、薬務の許可等に関する業務			2名
(食品衛生係) 食品衛生関係営業許可(新規)受付及び実地検査(新規)業務 食中毒調査、違反食品等調査、苦情調査業務			3名
(公害保健係) 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等)			3名
C 縮小業務			必要人員
(管理係) 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務			1名
(環境衛生係) ねずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務			1名
(食品衛生係) 食品衛生関係営業許可(更新)受付及び書類審査を強化し、実地検査業務を縮小			1名

(公害保健係) 公害認定審査会 診療報酬審査会 大気医療助成認定審査会の運営 大気医療費助成新規申請・更新申請	2名
---	----

D 休止業務	必要人員
(管理係) 飼い主のいない猫対策事業等(不妊去勢手術及び助成金申請、受付事務) (環境衛生係) ねずみ防除講習会 (食品衛生係) 食品衛生講習会 (公害保健係) 公害検査 予防事業、福祉事業	A・B業務担当で対応

使用中止施設

- 【平日準夜間小児初期救急医療事業】
 - ・医師会での医師確保が出来次第再開
- 【休日等応急診療】
 - ・医師会での医師確保が出来次第再開
- 【休日歯科応急診療】
 - ・歯科医師会での歯科医師確保が出来次第再開。
- 【日曜日柔道整復施術】
 - ・柔道整復師会での柔道整復師確保が出来次第再開。

A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数 43名】【出勤人数 25名】【必要人員 22名】

- (管理係) 常勤 6名
- (環境衛生係) 常勤 5名
- (食品衛生係) 常勤 6名
- (公害保健係) 常勤 5名
- 合計 常勤 22名

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

- 環境衛生業務
- 食品衛生業務

今後の課題

なし

【事業継続計画】

部 名	健康部	課 名	健康推進課
A	新たに発生する業務		必要人員
	新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事（保健予防課への応援） 【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底		18名
B	継続業務		必要人員
	（保健相談担当） 訪問（虐待のおそれが高い事例や新生児訪問、緊急を要する困難事例を優先）		5名
C	縮小業務		必要人員
	（健康推進係） 妊娠届の受理及び母子手帳の交付 各種医療給付・医療助成		2名
D	休止業務		必要人員
	（保健相談担当） 乳幼児健診 経過観察健診（小児・心理）・育児相談 ママメンタル 訪問（優先順位 中～低） 母親学級、両親学級 女性の健康応援事業 荒川ころばん・せらばん体操 あらかわNO!メタボチャレンジャー事業 健康づくり講座 等 （栄養担当・保健相談担当・歯科担当） 子育てハッピー講座 （歯科担当） 歯科相談室		B業務担当2名 で対応 B業務担当1 名で対応 B業務担当1 名で対応
使用中止施設			
なし			
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数 56名】【出勤人数 33名】【必要人員 25名】			
（健康推進係、保健相談担当、栄養担当・保健相談担当・歯科担当）計4名 休止業務（D）の区民周知及び対応 （健康推進係）2名 妊娠届の受理及び母子手帳の交付、各種医療給付・医療助成については、館内の感染防止体制を構築した上で必要最小限の対応を行う。 （保健相談担当）2名			

虐待のおそれが高い事例や新生児訪問、緊急を要する困難事例については、必要最小限の人員で実施する。
専門的なスキルや資格を必要とする業務（再掲）
なし
今後の課題
なし

【事業継続計画】

部 名	健康部	課 名	保健予防課
A 新たに発生する業務			必要人員
(感染症予防係) 【荒川区新型インフルエンザ等対策本部業務】 荒川区新型インフルエンザ等対策本部 国・都からの情報整理分析 新型インフルエンザ発生状況の把握 新型インフルエンザの感染予防などの広報(広報課と連携) 医薬品、医療器具及び防疫資器材の整備、調達及び補給 荒川区医師会等医療機関への区のインフルエンザ対策の周知 サーベランス業務 荒川区新型インフルエンザ等対策本部の指揮に基づき新型インフルエンザ拡大防止事業に従事 【患者等への対応】 区民、医療機関などからの相談(相談窓口の設置等) 患者との濃厚接触者への抗インフルエンザ薬の予防投与 患者搬送の配車 東京都への報告、調査、検査依頼 新型インフルエンザワクチン予防接種の実施業務(集団接種含む) 新型インフルエンザ専門外来支援 【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請等に関する区民等への周知・徹底			(感染症予防係) 2名 (成人健診係) 6名 (検査室) 4名 (生活衛生課) 2名 (健康推進課) 18名 (防災都市づくり部) 4名 計36名 【内訳】 医 師 1名 保健師等 19名 事 務 16名 計36名
B 継続業務			必要人員
(感染症予防係) 東京都感染症アラート対応 患者発生時調査 検体搬送 接触者調査(情報の集約も行う。) マニュアルの整備			(感染症予防係) 4名 【内訳】 医 師 1名 保健師等 2名 事 務 1名 計4名
C 縮小業務			必要人員
(感染症予防係) 結核公費負担申請 結核診査協議会の運営 結核管理検診、家族検診、接触者検診			(感染症予防係) 1名

D 休止業務	必要人員																														
(感染症予防係) エイズ、クラミジア、C型肝炎検査 結核病院等連絡会議 学校エイズ予防教育 結核医療費扶助 育成医療費の申請 (成人健診係) がん検診 受託健診 (検査室) 検査室業務	B業務担当 2名で対応 B業務担当 2名で対応 A業務担当 1名で対応																														
使用中止施設																															
なし																															
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数 32名】【出勤人数 19名】【必要人員 41名】																															
<table border="0"> <tr> <td>(感染症予防係)</td> <td>6名</td> <td>医師</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(検査室)</td> <td>4名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(生活衛生課)</td> <td>2名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(健康推進課)</td> <td>17名</td> <td>医師</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(防災都市づくり部)</td> <td>4名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(医師 2名、保健師等 21名 事務 18名) 合計 41名</td> </tr> </table> <p>感染症を扱うことから専門的知識を有する保健師・看護師の確保が必要 相談業務は保健師又は看護師の資格を有する臨時職員5名で対応可能(電話5回線) 感染症アラート対応のため、健康部に配置されている2名以上の医師が必要</p>		(感染症予防係)	6名	医師	1名		(検査室)	4名				(生活衛生課)	2名				(健康推進課)	17名	医師	1名		(防災都市づくり部)	4名				(医師 2名、保健師等 21名 事務 18名) 合計 41名				
(感染症予防係)	6名	医師	1名																												
(検査室)	4名																														
(生活衛生課)	2名																														
(健康推進課)	17名	医師	1名																												
(防災都市づくり部)	4名																														
(医師 2名、保健師等 21名 事務 18名) 合計 41名																															
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)																															
感染症アラート対応 患者発生時調査 接触者調査(情報の集約も行う。) 抗インフルエンザ薬等の予防投与 新型インフルエンザワクチン予防接種事業 相談業務(区民・医療機関)																															
今後の課題																															
対応マニュアルの修正																															

【事業継続計画】

部 名	子育て支援部	課 名	子育て支援課
A 新たに発生する業務			必要人員
(管理調整係) 私立幼稚園における集団接種の実施に向けたスケジュール調整 休止する事業の連絡			1名
(ひとり親女性福祉係) 母子生活支援施設の入所者の感染状況の把握			1名
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(管理調整係) 子育て支援情報提供業務 補助金支出業務【私立幼稚園等に関すること】 国・都・荒川区保健所からのインフルエンザ関連情報伝達【私立幼稚園等に関すること】 感染状況の把握に関する業務【私立幼稚園等に関すること】			2名
(子育て給付係) 児童手当等手当、医療費助成業務(支払業務)			3名 (派遣職員含)
(ひとり親女性福祉係) 貸付金支出事務、給付金支出事務、母子生活支援措置費支出事務 必要最小限の入院助産業務 火災等の緊急一時施設入所業務 シェルター、緊急一時施設入所者の退所に向けての支援、指導			1名
C 縮小業務			必要人員
(管理調整係) 庶務事務、育児支援事業、児童相談所設置準備事務			1名
(子育て給付係) 児童手当等手当・医療費助成業務(認定及び窓口業務)			2名 (派遣職員含)
(ひとり親女性福祉係) DV被害者の相談、一時保護業務(警察で平日の日中に一時保護ができるよう調整をする。) 住居困窮時の緊急一時施設入所業務 庶務事務(国庫補助金等)			1名

D 休止業務	必要人員
<p>(管理調整係)</p> <p>各種会議(子ども・子育て会議)</p> <p>各種事業(学びサポート、3歳児絵本配付、子どもの居場所事業)</p> <p>子育て支援情報提供事業</p> <p>(ひとり親女性福祉係)</p> <p>母子生活支援施設の入所相談業務</p> <p>ひとり親サポート事業受付業務</p> <p>母子自立支援プログラム策定事業</p> <p>家庭相談</p> <p>貸付、給付金受付業務</p> <p>休養ホーム(閉鎖していない施設のみ受付)</p>	1名
使用中止施設	
なし	
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数 54名】【出勤人数 32名】【必要人員 12名】	
<p>(管理調整係) 3～4名</p> <p>(子育て給付係 5名(派遣職員含む)</p> <p>児童手当、医療費助成、児童扶養手当の各担当</p> <p>(ひとり親女性福祉係) 3名</p>	
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)	
<p>(ひとり親女性福祉係)</p> <p>DV被害者の相談、一時保護業務(婦人相談員による業務)</p>	
今後の課題	
なし	

【事業継続計画】

部 名	子育て支援部	課 名	児童青少年課
A	新たに発生する業務		必要人員
	感染防止指示に関する業務（各ひろば館、学童クラブ、にこにこすくーる）		1名
	感染状況の把握に関する業務（各学童クラブの集約及び報告）		
	各学童クラブの感染防止に関する業務		3名
	各学童クラブの感染状況の把握に関する業務		
	ひろば館、にこにこすくーるの閉鎖に関する区民への周知、来館者対応		1名
	【緊急事態宣言がされている場合の措置】		
	都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請等に関する区民等への周知・徹底		
B	継続業務		必要人員
	（児童事業係）		1名
	学童クラブ保育料の「銀行引き落とし関連データ」の引渡し 経理事務		
C	縮小業務		必要人員
	（児童事業係）		1名
	学童クラブ関連 申請受け付け、各承認等事務		
	各契約等支払い事務		
	施設管理上の緊急修繕		
	学童クラブは3地域で拠点方式（1か所）により児童を受け入れ		15名
	・拠点学童クラブ：花の木学童クラブ、熊野前学童クラブ、西日暮里二丁目学 童クラブ		（各5名）
D	休止業務		必要人員
	（児童事業係）		
	ひろば館・にこにこすくーる事業		
	子育て支援カウンセラーの相談		
	学童クラブ26施設のうち23施設を閉鎖		
	（青少年育成係）		
	「青少年問題協議会」や「青少年表彰」等の各種外部委員が出席する会議・ 表彰式。親育て講演会やカルタ大会など、不特定多数の区民等が集まる集会 等。		

使用中止施設	
<p>【ひろば館・にこにこすくーる】</p> <p>【拠点学童クラブ以外の学童クラブ】</p> <p>南千住四丁目学童クラブ、二瑞小学童クラブ、南千住第一学童クラブ、南千住第二学童クラブ、汐入学童クラブ、汐入小学童クラブ、汐入東小学童クラブ、三峡小学童クラブ、二峡小学童クラブ、峡田学童クラブ、九峡小学童クラブ、四峡小学童クラブ、五峡小学童クラブ、大門小学童クラブ、七峡小学童クラブ、赤土小学童クラブ、尾久西小学童クラブ、西尾久学童クラブ、東日暮里学童クラブ、三日小学童クラブ、二日小学童クラブ、六日小学童クラブ、日暮里学童クラブ</p>	
<p>A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数 66名】【出勤人数 39名】【必要人員 22名】</p>	
<p>A及びBの業務に対応する職員 6名</p> <p>Cの業務に対応する職員 16名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブは拠点方式実施のための職員体制とする。 15名（各5名×3箇所） ひろば館職員のうち常勤職員は、可能な限り学童クラブ拠点の応援に入る。 ・ひろば館の来館者対応はクラブ応援以外の健康な職員 1名 	
専門的なスキルや資格を必要とする業務（再掲）	
<p>拠点学童クラブの運営は児童指導</p>	
今後の課題	
<p>なし</p>	

【事業継続計画】

部 名	子育て支援部	課 名	保育課
A 新たに発生する業務			必要人員
感染状況把握			2名
保育必要児調査			1名
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底			2名
B 継続業務			必要人員
区立保育園における必要最小限の通常保育業務			105名 (21名/園)
・拠点保育園：荒川さつき保育園、第二南千住保育園、原保育園、西日暮里保育園、熊野前保育園、(小台橋保育園)			
緊急一時保育(西日暮里保育園専用保育室利用)			3名
経理事務(報酬、賃金支払い、補助金等)(保育課対応)			2名
C 縮小業務			必要人員
緊急一時保育(実施1園にする。)			3名
区立保育園12園のうち7園を閉鎖			105名
・拠点保育園：荒川さつき保育園、第二南千住保育園、原保育園、西日暮里保育園、熊野前保育園、(小台橋保育園)			B業務担当 で対応
保育園納入事業者対応			1名
D 休止業務			必要人員
一時保育、子育て交流サロン、地域交流事業			1名
保育ママ(家庭福祉員)、認証保育所関係			
保育園入園相談業務			
使用中止施設			
【拠点園以外の保育園】			
三河島保育園、東尾久保育園			
西尾久保育園、荒川保育園、ひぐらし保育園、第二東日暮里保育園、西尾久みどり保育園			
A～Cの業務を実施するための体制等			
課 【職員数19名】【出勤人数11名】【必要人員8名】			
保育園 【職員数312名】【出勤人数187名】【必要人員105名】			
(保育課)8名			
(各拠点園必要職員数)常勤16名+(非常勤、パート)5名			
内訳：園長1名、副園長1名、保育士(0,1,2,3歳児各2名、4,5歳児各1名)			
看護師1名、調理3名、延長非常勤1名、パート(朝2名、夕2名)			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
保育士、看護師、調理員			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	子育て支援部	課名	荒川遊園課
A	新たに発生する業務		必要人員
	(管理運営係) 施設の閉園についての周知業務		2名
	【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底		2名
B	継続業務		必要人員
	(管理運営係) 施設の庶務・管理業務 地下駐車場管理運営業務		2名 及び受託業者
C	縮小業務		必要人員
	(管理運営係) なし		
D	休止業務		必要人員
	(管理運営係) 施設の運営		A・B業務担当 2名で対応
D	使用中止施設		
	小型遊具運営業務(プール運営・準備業務期間と冬季(12月~2月)を除く 子どもプール運営業務(開場期間は7月中旬から8月末までの夏季期間のみ)		
	A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数8名】【出勤人数4名】【必要人員2名】		
	「B 継続業務」、「C 縮小業務」及び「D 休止業務」を併せた業務全体について、職員2名で行えると考えられるため、職員の出席率が3割で対応可能である。		
	専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)		
	なし		
	今後の課題		
	なし		

【事業継続計画】

部 名	子育て支援部	課 名	子ども家庭支援センター
A	新たに発生する業務		必要人員
	なし		-
B	継続業務		必要人員
	(子ども家庭支援センター) 子育て支援情報提供事業 児童虐待通告対応 児童家庭相談業務 あらかわキッズ・マザーズコール 24		2名
C	縮小業務		必要人員
	(子ども家庭支援センター) ショートステイ事業の実施 養育支援訪問事業の実施 庶務事務		B業務担当 が対応
D	休止業務		必要人員
	(子ども家庭支援センター) 地域交流室及びサークル室の貸出 子育て交流サロンの運営 各種会議、講演会、研修会及びイベントの開催		1名
使用中止施設			
【地域交流室・サークル室】 ・予約済団体に対し、個別の電話連絡により使用中止について周知する。 ・HP、施設での張り紙などで事業、施設利用の中止の周知を行う。 【子育て交流サロン】 ・HP、施設での張り紙などで事業、施設利用の中止の周知を行う。			
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数8名】【出勤人数4名】【必要人員2名】			
(子ども家庭支援センター)3名 虐待通告対応ができる職員が3名いれば対応可			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
(子ども家庭支援センター) 虐待を含む子どもと家庭の総合相談及び支援			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	防災都市づくり部	課 名	都市計画課
A 新たに発生する業務			必要人員
(管理係) 他部の応援に関すること 北庁舎の管理に関すること			2名
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(管理係) 職員の勤務状況・健康状況の把握及び報告			A業務担当 で対応
(都市計画担当) 市街地整備の指導、地域地区等の土地利用相談窓口 住環境条例・荒川ルール条例・開発行為などの各種申請受付 開発行為の許可等処理期限の定められた法定事務			6名
C 縮小業務			必要人員
(企画調整担当) 国庫補助金関連業務			1名
(都市計画担当) 街づくりの計画・調整・国土利用法関係業務 都市景観に関する業務			B業務担当 で対応
(交通計画担当) 交通体系、日暮里駅整備関連業務等			2名
D 休止業務			必要人員
(企画調整担当) スーパー堤防関連業務			C業務担当 で対応
(都市計画担当) 都市計画審議会の開催 景観審議会の開催			B・C業務担 当で対応
(交通計画担当) バリアフリー基本構想推進協議会の開催			C業務担当 で対応
使用中止施設			
なし			
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数19名】【出勤人数11名】【必要人員11名】			
職員の出勤率が6割で対応可能である。			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
なし			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	防災都市づくり部	課 名	防災街づくり推進課
A 新たに発生する業務			必要人員
(管理・建築相談係) 他部の応援に関すること 北庁舎の管理に関すること			2名
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(管理・建築相談係) 処理期限の定められた法定事務			1名
(防災街づくり係) 処理期限の定められた法定事務			1名
(再開発係) 処理期限の定められた法定事務			1名
C 縮小業務			必要人員
(管理・建築相談係) 窓口相談を含む業務			1名
(用地係) 窓口相談を含む業務			1名
(防災街づくり係) 窓口相談を含む業務 危険老朽木造住宅解体工事の監督業務			9名 (7名) (2名)
(再開発係) 窓口相談を含む業務			1名
D 休止業務			必要人員
(管理・建築相談係) 建築紛争調停委員会の開催 分譲マンションセミナー			C業務担当 で対応
(防災街づくり係) まちづくりに関する説明会等			C業務担当 で対応
(再開発係) 再開発に関する説明会や総会・理事会等の開催			C業務担当 で対応
使用中止施設			
なし			
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数 38名】【出勤人数 22名】【必要人員 17名】			
職員の出勤率が5割で対応可能である。			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
なし			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	防災都市づくり部	課 名	施設管理課
A 新たに発生する業務			必要人員
(管理・住宅係) 区民住宅に係る、指定管理者、その他関係機関との協議・連絡等に関する事 都営住宅の募集(地元割当募集事務を含む)に係る、東京都、東京都住宅供給 公社等との協議・連絡等に関する事 他部の応援に関する事 北庁舎の管理に関する事			2名
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の 要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(管理・住宅係) 区民住宅及び従前居住者用住宅の使用料等の収納等に関する事務 区民住宅及び従前居住者用住宅の管理に関する事 交付金(国費)に関する事務			2名
(台帳係) 道路・公園管理に関する電話問い合わせ業務 道路台帳閲覧業務 道路の認定・改廃に関する事 財産管理に関する事 道路・公園等の台帳整備			3名
(占用係) 区民・企業者等からの電話問合せ業務 (道路・公園占用、屋外広告物、自費工事・沿道掘削等に関する事) 避難経路上にある不法占用物件の確認 車両制限に関する通行許可協議業務			3名
(自転車対策係) 自転車駐輪場の管理運営(指定管理) 自転車保管所における撤去自転車返還			2名

C 縮小業務	必要人員
<p>(管理・住宅係)</p> <p>区民住宅及び従前居住者用住宅の使用申込み受付、使用許可等の行政処分に関する事務</p> <p>都営住宅等の募集に関する事務</p> <p>地元割当募集事務の内、公開抽選会を延期又は中止する</p> <p>(占用係)</p> <p>許可申請業務(道路占用、公園占用、屋外広告物)</p> <p>ただし、緊急を要する申請、オンライン処理可能な企業者の申請のみ</p> <p>(自転車対策係)</p> <p>自転車置場登録申請等(郵送・電子申請のみ受け付ける)</p>	<p>B業務担当で対応</p> <p>1名</p> <p>2名</p>
D 休止業務	必要人員
<p>(管理・住宅係)</p> <p>住宅対策審議会</p> <p>(台帳係)</p> <p>土地境界線現場立会い</p> <p>境界確定申請</p> <p>境界保全工事の施工に関すること</p> <p>地籍調査</p> <p>(占用係)</p> <p>道路の自費工事申請・沿道掘削届業務</p> <p>道路占用工事の復旧立会い業務</p> <p>道路工事調整会議</p> <p>(自転車対策係)</p> <p>自転車撤去警告札の貼付及び撤去作業等</p>	<p>B・C業務担当で対応</p> <p>B業務担当で対応</p> <p>B・C業務担当で対応</p> <p>B・C業務担当で対応</p>
使用中止施設	
なし	
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数 37名】【出勤人数 22名】【必要人員 15名】	
職員の出勤率が5割で対応可能である。	
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)	
なし	
今後の課題	
なし	

【事業継続計画】

部 名	防災都市づくり部	課 名	道路公園課
A 新たに発生する業務			必要人員
(工務係) 他部の応援に関すること 北庁舎の管理に関すること			2名
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(工務係・建設係・維持係・土木管理事務所) 道路の陥没等、道路管理上緊急を要する道路補修作業 街路灯の倒壊等、防犯対策上緊急を要する街路灯修繕作業			6名 (5名) (1名)
(緑化推進係) 電話対応による緑化計画書の申請			2名
C 縮小業務			必要人員
(計画係・建設係・維持係) 道路の維持管理業務			3名
(建設係) 公園等の施工監督業務			1名
(維持係) 公園、児童遊園、公衆トイレ等の維持管理業務			2名
D 休止業務			必要人員
(工務係、計画係、建設係、維持係) 道路整備に係る測量、設計及び地元折衝 道路工事等の監督業務 窓口業務(私道照明灯等の助成申請等)			B・C業務担当で対応 (1名) (1名) (1名)
(計画係) 都市計画公園に関する事務(測量等)			(1名)
(維持係) 区の花壇、花の公園			(1名)
(緑化推進係) 街なか花壇 保護樹木、生垣助成に関する業務 花と緑の推進モニター 緑化大賞 バラの講習会、バラ園見学会 バラの市 園芸名人養成講座 シダレザクラ祭り、ホテル観賞の夕べ後援業務			(1名)

使用中止施設	
荒川自然公園	
A～Cの業務を実施するための体制等	【職員数 47 名】【出勤人数 28 名】【必要人員 16 名】
職員の出勤率が 4 割で対応可能である。	
専門的なスキルや資格を必要とする業務（再掲）	
なし	
今後の課題	
なし	

【事業継続計画】

部 名	防災都市づくり部	課 名	建築指導課
A	新たに発生する業務		必要人員
	(管理・監察係) 他部の応援に関すること 北庁舎の管理に関すること		2名
	【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請等に関する区民等への周知・徹底		
B	継続業務		必要人員
	(管理・監察係) 確認事務に係る消防署との同意事務 住宅用家屋証明及び各種証明等交付事務 建築物等の違反是正業務		2名 A業務担当で 対応 (2名)
	(建築審査係) 建築基準法等に基づく許可及び認定等の審査事務		2名
	(構造・設備審査係) 建築確認等の構造・設備審査事務 建築工事現場の危害防止業務		3名
C	縮小業務		必要人員
	(管理・監察係) 建築計画概要書等の閲覧事務 長期優良住宅認定申請事務		A業務担当で 対応
	(建築審査係) 建築物に係る事前相談、照会及び報告事務		1名
	(細街路整備係) 建築基準法に基づく道路の調査及び判定業務 道路位置指定、私道の廃止及び変更に関する業務 建築基準法に基づく道路の照会事務		1名
	(構造・設備審査係) 構造、設備に係わる照会事務 低炭素住宅認定申請事務 省エネ性能向上計画及び基準適合認定事務 省エネ届出事務		2名 B業務担当対 応 (1名) (1名)
D	休止業務		必要人員
	(管理・監察係) 建築基準法等に基づく統計及び報告事務 建築物等の実態調査事務		A・B・C業務 担当で対応
	(構造・設備審査係) 特殊建築物等、建築設備及び昇降機の定期報告事務		B・C業務担当 で対応
使用中止施設			
なし			
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数 23名】【出勤人数 13名】【必要人員 13名】 職員の出勤率が6割で対応可能である。			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
建築主事(2名)			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	会計管理部	課 名	会計管理課
A	新たに発生する業務		必要人員
	なし		
B	継続業務		必要人員
	(出納係) 出納事務 決算事務 物品事務 会計事務 (審査係) 審査事務		2名 1名 1名 1名 2名 (繁忙期3名)
C	縮小業務		必要人員
	なし		
D	休止業務		必要人員
	なし		
使用中止施設			
	なし		
A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数13名】【出勤人数7名】【必要人員7名】			
	(出納係)5名 出納事務については、最低限行う必要のある事務をマニュアル化し、他の職員が臨時に代行できる体制を確保する。 (審査係)2名 審査事務については、部内職員で審査を行う体制を確保する。 6割の職員が出勤できれば対応可能		
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
	なし		
今後の課題			
	なし		

【事業継続計画】

部 名	教育委員会事務局	課 名	教育総務課
A 新たに発生する業務			必要人員
事務局各課及び幼稚園・こども園及び小学校・中学校等所管施設における感染者の発生、職員の出勤や事業運営等の状況集約			2名
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(庶務係) 経理事務 (教職員係) 経理事務			3名
C 縮小業務			必要人員
(庶務係) 教育委員会の開催 教育委員会は開催せず、教育委員への連絡はメール等で行う。 学校情報配信システム 必要に応じて新型インフルエンザに関する情報を学校、保護者等に提供する。			B業務担当 で対応
D 休止業務			必要人員
(庶務係) 警視庁からの捜査関係事項照会への対応 (教職員係) 児童交通安全対策 児童安全推進員の配置 学校安全パトロールの実施 学校夜間管理に伴う学校管理員の配置			B業務担当 で対応
使用中止施設			
なし			
A～Cの業務を実施するための体制等		【職員数 11名】【出勤人数 6名】【必要人員 5名】	
必要な職員数 5名			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
なし			
今後の課題			
教育委員会事務局各課の対応を踏まえ、各学校・幼稚園等における対応マニュアルのチェック・再整備の指示			

【事業継続計画】

部 名	教育委員会事務局	課 名	教育施設課
A	新たに発生する業務		必要人員
	なし		
B	継続業務		必要人員
	(施設係) 施設トラブルに関する緊急対応 施設改修及び修繕 (計画係) 財産管理		2名
C	縮小業務		必要人員
	(計画係) 施設計画に関する事項		1名
D	休止業務		必要人員
	(施設係) 施設改修及び修繕のうち新たに発注するもの 施設改修及び修繕継続中で停止可能なもの		B・C業務担当が対応
使用中止施設			
なし			
A～Cの業務を実施するための体制等			【職員数 10名】【出勤人数 6名】【必要人員 3名】
2名			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
緊急対応に必要なトラブルについては、設備等の仕組み・設備操作等の知識が必要			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	教育委員会事務局	課 名	学務課
A	新たに発生する業務		必要人員
	感染状況の把握		2名
	・ 児童、生徒、園児の感染状況の把握		
	新型インフルエンザ対応に係る関係機関との連絡調整		2名
	・ 学校、幼稚園、こども園、業者等への連絡調整		
	窓口等業務（新型インフルエンザ関連）		2名
	・ 区民等からの新型インフルエンザに関する電話問い合わせ対応		
	【緊急事態宣言時の措置】		
	都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底		
B	継続業務		必要人員
	（学事第一係、学事第二係、教育事業係）		
	経理事務		3名
C	縮小業務		必要人員
	なし		
D	休止業務		必要人員
	（学事第一係）		
	就学事務		
	幼稚園等の入退園手続き		B業務担当 で対応
	（学事第二係）		
	緊急下校（降園）、学校（園）閉鎖		
	学校・こども園給食		B業務担当 で対応
	各種健康診断		
	就学援助		
	（教育事業係）		
	校外施設（下田・清里）		B業務担当 で対応
	日本語適応指導教室		
使用中止施設			
【下田臨海学園】			
・ 移動教室、夏期臨海学園の中止			
・ 契約業者との連絡・調整			
A～Cの業務を実施するための体制等		【職員数 22名】【出勤人数 13名】【必要人員 9名】	
体制等			
常勤職員 9名で対応			
専門的なスキルや資格を必要とする業務（再掲）			
なし			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	教育委員会事務局	課 名	指導室
A 新たに発生する業務			必要人員
事故・事件等への緊急対応 区民等からの電話問い合わせ対応 教職員の疾病状況把握 幼児・児童・生徒に対する保健指導の状況確認			3名
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(事務係) 経理事務			3名
C 縮小業務			必要人員
なし			
D 休止業務			必要人員
(指導主事) 各種教員研修会の中止 移動教室、修学旅行の中止 非常勤職員の派遣の中止			B業務担当 で対応
使用中止施設			
A～Cの業務を実施するための体制等		【職員数 10名】【出勤人数 6名】【必要人員 6名】	
6名			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
なし			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	教育委員会	課 名	教育センター
A 新たに発生する業務			必要人員
(指導主事・教育相談係) 関係各課からの情報収集 職員の出勤状況、り患状況等の把握 教員研修中止(延期)・適応指導教室中止・非常勤職員派遣中止の周知 児童・生徒への心のケア対応の検討			3名
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(教育相談係・特別支援教育係) 経理事務(報酬・賃金の支払い)			1名
C 縮小業務			必要人員
(指導主事) 教育相談に関すること(電話対応を中心にするよう変更) (教育相談係) 教科書図書に関すること(来所した場合のみ対応) 学校図書館支援に関すること(電話対応のみ)			2名
D 休止業務			必要人員
(指導主事) 各種教員研修 非常勤職員の学校等への派遣 小学校、中学校科学教育センター (特別支援教育係) 就学相談 (教育相談係) 適応指導教室「みらい」			A~C業務 担当で対応
使用中止施設			
【教育センター(教育相談室・適応指導教室・科学教育センター)】			
A~Cの業務を実施するための体制等		【職員数9名】【出勤人数6名】【必要人員6名】	
常勤職員6名で対応			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
児童・生徒の心のケア			
今後の課題			
なし			

【事業継続計画】

部 名	選挙管理委員会事務局	課 名	選挙管理委員会事務局
A	新たに発生する業務		必要人員
	【平常時】 なし 【告示 1～2 か月前頃から選挙期日】 東京都や総務省との選挙執行についての連絡調整 流行下における投票、開票、期日前投票等に関する区民への周知・問い合わせ対応 管理者、立会人、従事者との連絡調整、各会場となる施設、警察等の関係機関や業者との連絡調整 投開票時の感染予防に必要な対策（消毒液・マスク等の確保含む。）		5名
	【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底		
B	継続業務		必要人員
	【平常時】 各種登録事務 【告示 1～2 か月前頃から選挙期日】 従事者の募集・配置 投開票・期日前投票準備 投開票・期日前投票 ポスター掲示場 選挙公報配布		1名 10名 (投票所・開票所等従事者を除く)
C	縮小業務		必要人員
	【平常時】 委員会 【告示 1～2 か月前頃から選挙期日】 期日前投票所 ポスター掲示場 選挙時啓発		1名 10名 B業務担当が兼ねる
D	休止業務		必要人員
	【平常時】 明るい選挙推進協議会・明るい選挙推進委員活動 ポスターコンクール審査会、表彰式 白バラ教養セミナー 機関紙の発行 【告示 1～2 か月前頃から選挙期日】 街頭啓発活動 開票立会人との打合せ会		1名 B・C業務担当で対応 1名 B・C業務担当で対応

<p>投開票の会議・説明会 不在者投票指定施設との打合せ会</p>	
<p>使用中止施設</p>	
<p>なし</p>	
<p>A～Cの業務を実施するための体制等（投開票従事者を除く）</p> <p style="text-align: right;">平常時 【職員数7名】【出勤人数4名】【必要人員2名】</p> <p style="text-align: right;">告示前・選挙期日 【職員数7名】【出勤人数4名】【必要人員10名】</p>	
<p>【平常時】</p> <p>事務局長と常勤2名で対応可</p> <p>【告示1～2か月前頃から選挙期日】</p> <p>職員課と連携して未感染者の応援職員を確保</p> <p>選管OBの所属先を常に把握して、専門知識を持った人員（複数）の確保を図る。</p>	
<p>専門的なスキルや資格を必要とする業務（再掲）</p>	
<p>選挙人名簿への登録、期日前や不在者投票資格の確認業務、選挙運動や政治活動に関する問い合わせ回答や違反に対する命令業務</p>	
<p>今後の課題</p>	
<p>選挙人名簿への登録、期日前や不在者投票資格の確認業務等は、現在使用しているマニュアルを活用</p> <p>専門知識を必要とする問い合わせは選管職員又はOBを中心とし、マニュアル等があるものについては応援職員で対応する分担とする。</p>	

【事業継続計画】

部 名	監査事務局	課 名	監査事務局
A	新たに発生する業務		必要人員
	なし		
B	継続業務		必要人員
	住民監査請求の受付等事務の確保 ・住民監査請求期間及びその審査期間は、法令により定めがあるため、受付及び審査事務は必須である。受付は直接窓口で行う方法のほか、郵送による受付も可能であるため、郵送受付を区民に周知する。 対応方法 ・区ホームページ及び可能な場合、区報に掲載する。 ・各監査委員の状況に応じ、方法等を工夫して審査を進める。		2名
C	縮小業務		必要人員
	定期監査等の通常業務 ・定期監査、決算審査、財政健全化判断比率審査は法律上義務付けられており、方法等を工夫して実施する。 ・各監査委員の健康状況及び監査対象者の状況を調査確認し、把握する。 ・監査対象者の状況を基に、監査の実施、延期等を監査委員と協議決定する。 ・監査中のものについては、状況に応じ監査期間の延期も検討する。 ・監査の実施及び延期を決定した場合、速やかに関係者に通知する。		2名
D	休止業務		必要人員
	なし		
使用中施設			
	なし		
A～Cの業務を実施するための体制等		【職員数4名】【出勤人数2名】【必要人員4名】	
	4名で対応する。		
専門的なスキルや資格を必要とする業務（再掲）			
	なし		
今後の課題			
	なし		

【事業継続計画】

部 名	議会事務局	課 名	議会事務局
A	新たに発生する業務		必要人員
	各議員との連絡体制の確立に関すること。 区健康危機対策本部と議会の連絡調整に関すること。 議員の特定接種の調整に関すること。		} 3名
	【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底		
B	継続業務		必要人員
	(庶務係) 議員報酬支給に関すること。		2名 (A業務と兼務)
	(議事係) 事務局長、庶務係長、企画調査係長を含む 本会議、委員会の運営(新型インフルエンザ対策等緊急案件の審議に限る)		9名 (2名はA業務と兼務)
C	縮小業務		必要人員
	なし		
D	休止業務		必要人員
	(議事係) 本会議、委員会の運営(「B 継続業務」に係る案件以外の案件) 請願・陳情の受付 会議録の調整に関する事務		
	(企画調査係・議事係) 行政視察(受入れ含む)		
	(企画調査係) 議会広報に関する事務 議会図書室に関する事務、		
	(庶務係) 議長(副議長)の各種会議・行事への出席		
	(全係) その他の業務		
使用中止施設			
議場、委員会室、大会議室 本会議または委員会等が新型インフルエンザ対策等緊急案件の審議の為に開会される場合を除く。			

A～Cの業務を実施するための体制等 【職員数 16名】【出勤人数 9名】【必要人員 10名】
A業務については庶務係職員を中心に3名体制とする。
B業務の「議員報酬支給」はA業務従事職員で対応し、「本会議、委員会の運営」は事務局長、各係長、議事係職員を中心に参集できる職員で対応する。

専門的なスキルや資格を必要とする業務（再掲）
議会運営に関する業務（新型インフルエンザ対策等緊急案件の審議を行う場合）
今後の課題
議員の特定接種について、事前の登録から実際の接種に至るまで、それぞれの手順の詳細について関係部と連携し、詰めておく必要がある。

第五章 B C Pの検証・改善

1 教育・訓練

新型インフルエンザ発生時のB C Pの実効性を高めるため、平素から訓練を実施し、初動体制を確立することが重要である。このため、各所管を中心に委託業者や指定管理者等と連携を図り、実践的な訓練を通じて問題意識や知識の共有化を図る。

以下のような訓練を反復的に行い、有事の際には速やかにB C Pを実施出来る体制を整備する。

- ・手洗い・うがい、咳エチケット、正しいマスクの着装法等の予防策の教育
- ・発症者が出た場合の対応訓練
- ・非常時の応援勤務、在宅勤務などの対応訓練
- ・業務縮小、停止時の対応訓練
- ・安否確認、情報提供の対応訓練

2 B C Pの継続的改善

B C Pの実効性を維持・向上させる観点から、新型インフルエンザに関する国及び都の計画やガイドラインの改訂状況の把握、実際に新型インフルエンザが発生した際の情報収集等を積極的に行い、必要に応じてB C Pを見直すものとする。また、組織や人員の変更等があった場合にも、それに対応するようB C Pを見直すこととする。

また、新型インフルエンザの発生後、全てがB C Pの想定どおりに状況が進むとは考えられない。よって、訓練等を通じてB C Pの問題点を洗い出し、改善するといった継続的な取組を行い、業務継続力を向上させていく。さらに、職員一人一人の意識改革を図り、必要な対応(応援体制の整備、業務マニュアルの等)を講じていく。

なお、以下に示すような取組を定期的に行うことにより、B C Pの点検・改善を適宜行うものとする。

- ・新型インフルエンザに関する定期的な情報収集、新たな知見等の入手
- ・新型インフルエンザ対策に関する委託業者等との調整
- ・訓練や研修等による各種課題の抽出
- ・各部・各課での取り組み状況の確認

B C Pは、区報やホームページなどを活用し区民や事業者等へ周知するとともに、都や他区、関係団体等に通知し、業務の縮小又は中止等について普及啓発を行う。

3 マニュアルの継続的改善

B C Pは、新型インフルエンザが発生した場合における全庁的な方針を示すものである。

各所属における具体的な対応については、平成24年2月に「荒川区新型インフルエンザ事業継続行動計画」に係るマニュアル等を整備した。マニュアルについても、B C Pと併せて問題点を洗い出し改善を行っていくといった継続的な取組を行い、業務継続力を向上させていく。

特に、新たに発生する業務が多い課については、応援要員が対応することになるため、業務の処理手順やポイントを整理しておくことが重要である。